

報告事項 カ

スポーツ推進計画の答申について

スポーツ推進計画の答申について、別紙のとおり報告します。

平成25年11月18日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成25年11月18日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒 人 様

鳥取県スポーツ審議会

会長 油野 利 博



鳥取県スポーツ振興計画の見直しについて（答申）

本審議会は、平成24年8月23日付けで諮問のあった標記事項について、慎重に審議した結果、別紙の結論を得たので、ここに答申します。

# 鳥取県スポーツ振興計画の見直しについて（答申）

～すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県を目指して～

平成25年11月

鳥取県スポーツ審議会

— 目 次 —

第1章 鳥取県スポーツ推進計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 スポーツ推進計画の基本方針	2
3 推進計画の特徴	4
4 推進計画の期間	4
5 推進計画の全体像	5
6 計画の体系	6
第2章 具体的施策の方向性	7
I ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進	7
1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり	7
2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり	9
3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実	11
II 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり	16
1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実	16
2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援	18
3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の 適切な指導と活性化	21
III 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実	23
1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成	23
2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実	25
3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供	28
IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備	31
1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実	32
2 スポーツ指導者の育成と資質向上	34
3 競技力向上の推進体制及び連携の強化	35
4 競技力向上を支える環境整備	36
5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援	37
V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実	38
1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化	38
2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進	39
第3章 計画の推進	41
1 アクションプランの策定	41
2 計画の進捗における PDCA サイクルの確立	41
3 その他	41

# 第1章 鳥取県スポーツ推進計画の概要

## 1 策定の趣旨

国においては、平成22年8月に今後の概ね10年間を見据えた「スポーツ立国戦略」が策定され、平成23年8月には「スポーツ振興法」を全面改正して、「スポーツ基本法」が施行されました。スポーツ基本法は、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ関係団体等の努力等を明確に示すとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定しています。

同法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを全ての人々の権利と規定するとともに、スポーツが、青少年の健全育成、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、わが国の国際的地位の向上など国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

平成24年3月には、同法に基づき、わが国におけるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」が策定されました。この計画は、地方公共団体の計画策定の指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定されています。

### 【国の「スポーツ基本計画」の目指す社会の姿】

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

本県においても、少子・高齢化社会の到来、余暇時間の増大、価値観の多様化等に伴い、人々のスポーツに対する社会的ニーズは、年々高くなっており、また、まちづくりや地域活性化の有効な手段としてスポーツを積極的に活用しようとする動きも見られます。

このことから、スポーツが文化として定着するよう、「様々な年代の人々の豊かなスポーツライフの実現」を目指して、平成21年3月に本県スポーツ振興の指針となる「鳥取県スポーツ振興計画」を10カ年の計画として策定し、施策をより体系的・計画的に進めてきました。

この計画に基づくスポーツ振興により、本県の子どもの体力向上に係る様々な取組が行われ、成果も現れつつあります。また、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブという。）が15市町で24クラブ設置され（目標19市町村）、地域に根ざした住民主体のスポーツ活動の提供も行われるようになってきています。一方、ジュニア期からの一貫指導体制による競技力向上の取組により、近年、少年の活躍が目立ってきて

おり、国体やインターハイなどの全国大会での入賞数が増加するなど、成果が表れ始めました。

また、平成25年9月には、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、人々の夢や笑顔を育み、希望をもたらす力や人々のきずなを深める力など、スポーツの持つ力が再認識されるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に向けて、スポーツや運動に対する気運も高まってきています。本県においても、オリンピック・パラリンピック出場に向けて競技力の向上施策の一層の推進や合宿誘致などを通じた世界のトップ選手と県民のふれあう機会の創出、ワールドマスターズゲームズ2021の誘致など、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、一層スポーツ推進への期待が高まっています。

これらのことから、本県においても、国のスポーツ基本計画を踏まえて、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備するとともに、国のスポーツ基本計画に沿った推進計画を定めることが必要となってきました。

そこで、平成25年度末に鳥取県スポーツ振興計画を点検評価し、必要に応じて後期振興計画を策定することとしていましたが、スポーツ基本法の目指す方向性や国のスポーツ基本計画を踏まえ、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「鳥取県スポーツ推進計画」として、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することとしました。

## 2 スポーツ推進計画の基本方針

### (1) 目指す姿

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるという考えに立ったスポーツ基本法の理念及び鳥取県将来ビジョンに掲げた「みんなで創ろう『活力あしん鳥取県』～心豊かな充実生活をめざして～」を踏まえ、「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」となるよう、様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会を目指します。

その際、スポーツを実際に「する人」だけでなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等スポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「支える（育てる）人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えるものとします。

### (2) 基本方針

目指す姿を実現するため、以下の5つの基本方針を設定し、方針に沿って具体的施

策の展開を進め、鳥取県のスポーツを推進します。

#### ①ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

生涯にわたって豊かに生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動を推進します。

#### ②学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

学校体育を充実し、生涯にわたって運動に親しむ資質と能力、体力を養います。また、子どもの運動部活動やスポーツ機会を充実することにより、子どもの体力の一層の向上を図るとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人格の形成に積極的な影響を及ぼし、次代を担う人材を育成します。

#### ③地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実

地域におけるスポーツ活動の中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するという地域スポーツと競技スポーツの好循環を創出します。また、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備します。

#### ④競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

国際競技大会や全国大会等における鳥取県選手の活躍は、県民のスポーツへの関心を高めるばかりでなく、郷土への誇りや一体感を生み出し、本県の活性化につながります。体系的な指導体制の充実と質の高い指導者の養成、競技力を支える組織の充実と環境の整備を進め、トップアスリートの育成を支援します。

#### ⑤スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

する人、みる人、支える人など、様々な観点から県民のスポーツに対するニーズに応じて、スポーツ関係団体間の連携を深める取組を進め、一体的かつ総合的にスポーツの推進を図る施策を展開します。

なお、①のライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進、②の学校体育の充実による子どもの運動・スポーツ活動の基礎づくり及び③の地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実については、幼児から高齢者まで誰もがライフステージに応じてスポーツ活動に参画できる環境づくりという点では共通しています。

### 3 推進計画の特徴

- (1) 鳥取県全体のスポーツ推進に関する基本的な計画であり、県民が一体となり、年齢や性別、障がい等を問わず、誰もが関心、適性等に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツに参画することができるスポーツ環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会の構築を目指すための計画です。
- (2) 県民一人ひとりが地域で活動する際の基本計画として、自主的、積極的なスポーツ活動への参画を促す計画です。
- (3) 各市町村において地域の実情に合ったスポーツ推進計画を立案する際に参考にすることができる計画です。
- (4) 計画の実施にあたっては、県、各市町村、各種スポーツ関係団体並びに県民が相互に協力しながら推進するものであり、可能な限り施策の推進主体を明らかにしています。

### 4 推進計画の期間

平成26年(2014年)度を初年度とし、平成35年(2023年)度を最終目標とする10カ年計画としており、前期である今後5年間(平成30年度まで)に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示しています。

毎年、「鳥取県スポーツ審議会」において、推進計画の具体的施策の実施状況について点検評価を行い、必要に応じて施策の提案等を行います。

また、前期末時点で推進計画の進捗状況を点検評価し、後期推進計画の策定を行います。



## 5 推進計画の全体像

スポーツ基本法  
「スポーツ権」の確立  
スポーツの多面的な役割の明確化

### スポーツ基本計画

#### 【目指す社会の姿】

スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

#### <基本方針>

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の充実
- ③住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上
- ⑤国際交流・貢献の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦好循環の創出

#### 【計画の期間】

○国における今後10年間の基本方針と現状及び課題を踏まえた5年間の計画

鳥取県将来ビジョン  
みんなで創ろう「活力 あんしん鳥取県」

鳥取県教育振興基本計画  
「自立した 心豊かな 人づくり」

### <鳥取県スポーツ推進計画>

#### 【目指す姿】

**すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県**

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

#### 【基本方針】

- 目指す姿を実現するため、以下の5つの基本方針を設定
  - ① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進
  - ② 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり
  - ③ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実
  - ④ 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備
  - ⑤ スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

#### 【計画の期間】

- 平成26年（2014年）度～平成35年（2023年）度までの10カ年計画  
※今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示す

## 6 計画の体系

推進計画の基本方針		施策項目	具体的施策
I	ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進	1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり	①体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣の定着 ②幼児教育・保育に関わる職員の啓発、指導力の向上 ③障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援
		2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり	①運動・スポーツ活動を行う機関や団体等、保護者への啓発 ②様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援 ③運動習慣の定着 ④障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援
		3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実	①ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用 ②日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発 ③職場における運動実施の推奨 ④鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実 ⑤関西ワールドマスターズゲームズ2021と連携した取組の推進 ⑥高齢者のスポーツ機会の充実 ⑦地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援 ⑧誰もが取組みやすいスポーツ機会の充実 ⑨スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実 ⑩スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実
II	学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり	1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実	①新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践 ②カリキュラムの工夫改善 ③教員の指導力向上
		2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援	①体力テストの結果分析と活用 ②自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進 ③体育的活動の充実 ④特別支援学校における体力向上の推進 ⑤安全で楽しく運動に親しめる環境づくり ⑥地域との連携支援 ⑦保護者への啓発
		3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化	①適正な指導の推進 ②指導者の指導力向上 ③スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実 ④地域人材の活用促進
III	地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実	1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成	①多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成 ②スポーツ指導者の活用促進 ③障がい者スポーツ指導員の養成と活用 ④スポーツ推進委員の資質向上 ⑤トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働
		2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実	①広域スポーツセンター機能の充実 ②総合型クラブの育成支援 ③既存施設の共同利用・活用の促進 ④公共スポーツ施設の整備・充実
		3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供	①スポーツ実施の充実と裾野の拡大 ②「みるスポーツ」の推進と充実 ③スポーツボランティア活動の推奨 ④スポーツ交流の推進と充実 ⑤スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実
IV	競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備	1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実	①発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実 ②成年スポーツ強化体制の確立 ③競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施 ④ジュニア競技者の発掘・育成 ⑤各種全国大会への派遣補助 ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施
		2 スポーツ指導者の育成と資質向上	①指導者の育成支援 ②指導者間の連携強化 ③有資格者の養成・確保 ④指導者の確保、適正配置 ⑤障がい者スポーツ指導者の育成
		3 競技力向上の推進体制及び連携の強化	①県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化 ②競技団体の選手強化体制の確立 ③県障がい者スポーツ協会との連携強化
		4 競技力向上を支える環境整備	①スポーツ医・科学の効果的活用 ②アンチ・ドーピング教育の充実 ③競技力向上の拠点施設の整備 ④競技スポーツへの県民意識の高揚
		5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援	①関係機関との連携強化 ②県内開催への県民意識の高揚 ③施設等の充実、役員養成
V	スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実	1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化	①県教育委員会と知事部局と連携 ②県と県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各スポーツ団体との連携 ③県と各市町村との連携 ④県と大学や企業との連携
		2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進	①全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携 ②プロスポーツをはじめとしたトップ選手との連携 ③スポーツツーリズムの推進 ④国際スポーツ交流の推進

## 第2章 具体的施策の方向性

### I ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

#### 【政策目標】

ライフステージに応じてスポーツ活動を推進するため、県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味及び目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも健康で安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて環境を整備します。

そのため、幼児教育・保育機関や家庭において幼児期から楽しく運動を行う中で、運動の習慣化を図り、小学生から高校生においては、学校教育や地域でのスポーツ活動の充実により、生涯にわたって運動を続けるための基礎となる技能の習得や意欲の向上、そして体力向上を図る取組を支援します。

また、学校生活を終えた後に、身につけた技能等、自分の適性に応じて「する・みる・支える」を基本に、性別や年齢、障がいの有無を問わず、人々が健康を維持し、運動・スポーツ活動を続けていくための地域スポーツ活動の充実を進めます。

これらの取組を通じて、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とします。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない人）限りなくなくすることを目標とします。

人々がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠なことです。

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、人間形成に重要な役割を果たすものです。また、成人後も、競技者として夢の実現を目指して行う、健康の保持増進のために行う、余暇活動としてスポーツを楽しむなど、心身ともに健康で豊かに生活する上でスポーツの果たす役割は大きいと考えられます。

これらのことから、県民の誰もが、各々の自発性のもと、各々の興味、関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画できる環境の整備を図ることが大切になってきます。

#### 1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり

##### 【施策目標】

- ・家庭や地域、幼児教育・保育機関に幼児期における運動の大切さの啓発を進めます。
- ・幼児教育・保育を行う機関や家庭において、1日合計「60分」を目安に楽しく体を動かす機会を確保し、幼児期の運動の習慣化を図るための取組を支援します。

##### (1) 現状と課題

幼児期において、運動を行う中で、鳥取県幼児教育振興プログラムがめざしている「遊びきる」ことを通して、体を動かすことの楽しさを実感し、基本的な動きを身につける

こと、友だちとのかかわりの中で思いやりのある態度で接することや遊びのルールを守ることなどを身につけることが必要です。

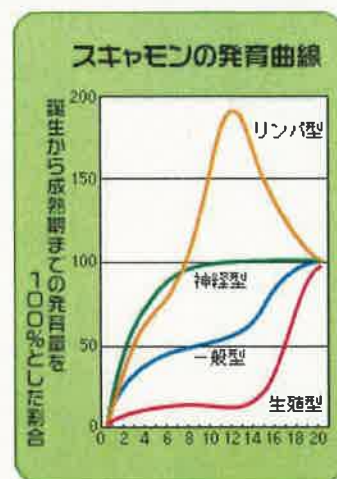
スキヤモンの発育曲線では、幼児期に感覚の発達や神経・筋コントロールの能力向上は80%程度に達することがわかっています。日常生活や労働、スポーツ活動など生涯にわたる様々な場面において必要な基本的な動きを幅広く獲得しておくことは、幼児期の重要な課題となっており、日本学術会議においても幼児の生活全体における身体活動等の促進が提言されています。

平成24年度に行われた鳥取県幼児教育実態調査では、積極的に外遊びをしている幼児が80%程度となっており、幼児教育の中でも外で体を動かして遊ぶことが重視されています。しかし、体力が高かった昭和60年頃の50m走の記録を小学校1年生で比較した場合、今の本県の子ども達は、男女とも1秒近く遅く、また、小学校入学時の基本的な動きの習得状況の個人差も広がってきました。さらに、体を動かして遊ぶことに興味を示さない子も目立ってきました。これらは、ゲーム機の普及等による遊びの変化や、少子化で近所の友達と外でしっかり体を使って遊ぶ機会が減少したことによる運動の楽しさを体験する機会の減少が、その要因としてあげられます。

幼児にとって体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成を阻害するだけでなく、子どもの心の発達にも大きな影響を及ぼし、意欲や気力の減退や良好な対人関係が構築できずコミュニケーションがうまくとれないことなどにもつながっています。

このような状況を踏まえると、主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を幼児の生活全体の中に確保することが課題と言えます。幼児教育・保育機関や家庭において、子どもたちに体を動かして遊ぶ機会を提供する際、幼児期に習得すべき基本的な動きを遊びの中に組み入れることや楽しく運動する手立てが必要となります。

その際、障がいのある子どもの運動遊びについて、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められます。



## (2) 具体的施策

### ① 体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣の定着

- ・「幼児期運動指針」(平成24年3月 文部科学省)を踏まえ、家庭や地域、幼児教育・保育機関が行う、幼児期から体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせる取組を支援します。
- ・「毎日合計60分以上体を動かすこと」を目安として、子どもたちが楽しく、夢中になって体を動かすことを県発行の広報紙の活用や指導助言等の機会を捉えて啓発します。

(「60分以上体を動かす」とは、様々な身体運動遊びやお手伝い等を合計した時間が60分と考えます。)

・遊びの王様ランキングなど、子どもたちが運動を始めるきっかけづくりや運動の習慣化を図る施策を実施します。

## ② 幼児教育・保育に関わる職員の啓発、指導力の向上

- ・幼児教育・保育に関わる職員に対して、幼児期の心身の発達に応じた運動内容の理解、指導技能の習得等を目的とした研修会の実施を支援します。
- ・専任指導主事により運動習慣づくり等の園内研修を支援します。
- ・幼児教育・保育機関のカリキュラムの中に体を思い切り動かす運動遊びを位置づける等、子どもが運動の楽しさを体験できる機会が充実するよう支援します。

## ③ 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援

- ・特別支援学校と市町村や幼児教育・保育を行う関係機関、障がい者スポーツ団体等が連携し、障がいのある子どものスポーツ活動機会を提供する取組を支援します。

## 2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり

### 【施策目標】

- ・適切な運動習慣を身につけ、生涯にわたって運動に親しむための基礎づくりを推進します。
- ・児童生徒のスポーツ機会の充実向上を目指し、学校や地域社会等において、すべての児童生徒がスポーツを楽しむことができる環境の整備を図ります。

### (1) 現状と課題

心身が発育し運動能力も著しく発達するこの時期においては、児童生徒は、体を動かす遊び、学校教育や地域で行われる様々なスポーツ活動を通じて、運動の基礎を習得し、自分の運動への適性や興味を踏まえて、生涯にわたって運動を続けていく資質や能力を身につけます。また、この時期に適切な運動習慣を身につけることは、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康づくりに繋がっていくこととなります。各学校や地域においては、これらの取組は積極的に推進され、鳥取県の中学生の運動部活動加入率は70%に上るなど、他県では例を見ない状況にあります。

しかし、学校の統廃合等によるバス通学や送迎をはじめとする自動車での通学等の増加により、子どもの歩く機会が少なくなっています。毎年行っている鳥取県体力・運動能力調査（以下、体力テストという。）では、体力が最も高かった昭和60年前後と比較すると50m走、ボール投げにおいて、現在の児童生徒たちはその80～90%程度の結果となるなど、全体的に数値が低下しており、体力低下に歯止めがかからない状況です。

さらに、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が進んでおり、「平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、鳥取県の小学校5年生女子では、運動実施時間が1週間に60分未満の児童が約26%、中学校2年

<小学生の運動量の変化>



女子では約27%となっており、女子においては年齢が上がるにつれてスポーツ実施時間が少なくなっていることが明らかになっています。

また、児童生徒のスポーツ活動に対する過熱傾向により、学校生活との両立に困難が生じたり、発達段階を踏まえない過度な練習のため、スポーツに対する意欲の減退やスポーツ傷害が生じたりするなどの事例が起こっています。

一人ひとりが豊かなスポーツ文化の享受を実現する上で、この時期に自ら進んで運動やスポーツに親しみ、継続していく意欲を高めること、そして、スポーツを実践していく態度を身につけることは、すべての児童生徒にとって大変重要なことです。

しかし、文部科学省の「体力、スポーツに関する世論調査」（平成25年1月）によると、多くの大人が自分の子ども時代と比べて子どものスポーツ環境は悪くなったと考えており、また、多くの子どもはスポーツをする機会が増えることを望んでいることが明らかになっています。

そのためには、学校体育の充実を図るとともに、学校や地域、関係する様々な団体や機関が連携・協働して、児童生徒のスポーツ活動の機会の充実を進めることが課題となります。

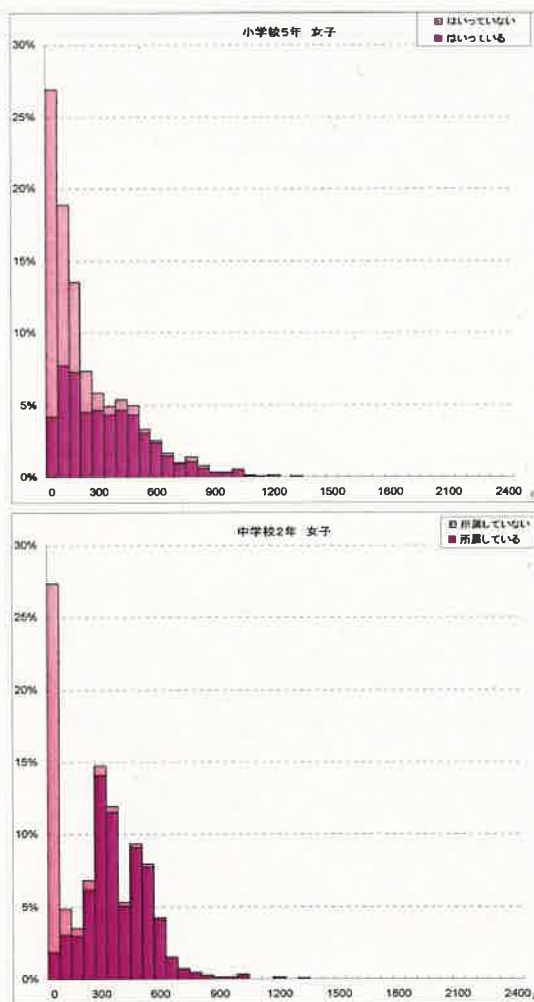
また、障がいのある児童生徒の学校体育や地域でのスポーツ活動については、児童生徒の教育的ニーズに応じた対応が行われてきたところですが、今後、障がいの種類や程度、本人のニーズに応じた機会の拡充が求められています。

## (2) 具体的施策

### ① 運動・スポーツ活動を行う機関や団体等、保護者への啓発

- ・子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるため、学校、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校体育団体、競技団体、野外活動団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障がい者スポーツ団体等が連携した取組を推進します。
- ・児童生徒のスポーツ活動に関係する機関や団体、指導者、保護者等の関係者が、児童生徒の発達段階に応じたスポーツ活動での具体的な指導の在り方、その方法について、「子どものスポーツ活動ガイドライン」の内容を踏まえて見直しが行われるよう啓発に努めます。

<運動部所属と運動実施時間>



<H24全国体力・運動能力、運動習慣等調査より>

- ・スポーツ少年団やスポーツクラブ等、地域における子どものスポーツ活動においては、スポーツを通じて、スポーツの技能はもとより、心と体の健全育成やリーダー性の育成など青少年の健全育成が図られるような取組を推奨します。また、中学校の部活動との連携等を通じて、中学生や高校生の参加促進に向けた取組が期待されています。

#### ② 様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援

- ・遊びの王様ランキングなど、学校における体育的な活動に対する支援を行います。
- ・県立社会体育施設において、指定管理者と連携し、子どもたちのスポーツ機会（運動教室等）の提供を行います。
- ・市町村や総合型クラブが連携して、異年齢の子どもや多世代の大人がともにスポーツに親しむことができるクラブ経営やスポーツ機会を提供することが期待されています。
- ・スポーツ少年団やスポーツクラブを支援するため、指導者養成研修等を行います。

#### ③ 運動習慣の定着

- ・学校等を通じて、子どもや保護者に対して「週3日以上」、「1日60分以上」の運動実施を推奨します。

#### ④ 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援

- ・特別支援学校等と連携し、市町村や幼児教育・保育を行う関係機関及び障がい者団体等が実施する、障がいのある子どものスポーツ活動の機会を提供する取組を支援します。

### 3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実

#### 【施策目標】

- ・日頃、仕事や家事、子育てで忙しい年代に対し、ワーク・ライフバランスを重視した日常的に取り組める運動やスポーツ活動について普及・啓発を行います。特に、生活習慣病予防の観点からは、誰でも取り組みやすい運動・スポーツとして、ウォーキングの普及と定着を図っていきます。
- ・各種大会やスポーツイベントなどの周知、普及・啓発、開催支援等を通じて「する」スポーツへの支援を行い、年齢、性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じて誰もがスポーツ活動へ参加しやすい環境を整えます。
- ・できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とします。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない人）限りなくなくすることを目標とします。
- ・スポーツ観戦などスポーツを「みる」観点での取組について啓発するとともに、スポーツボランティアなど主体的にスポーツ運営に携わる、「支える」スポーツ活動の取組について啓発し、スポーツ活動への意欲の向上とスポーツ活動の活性化を図ります。

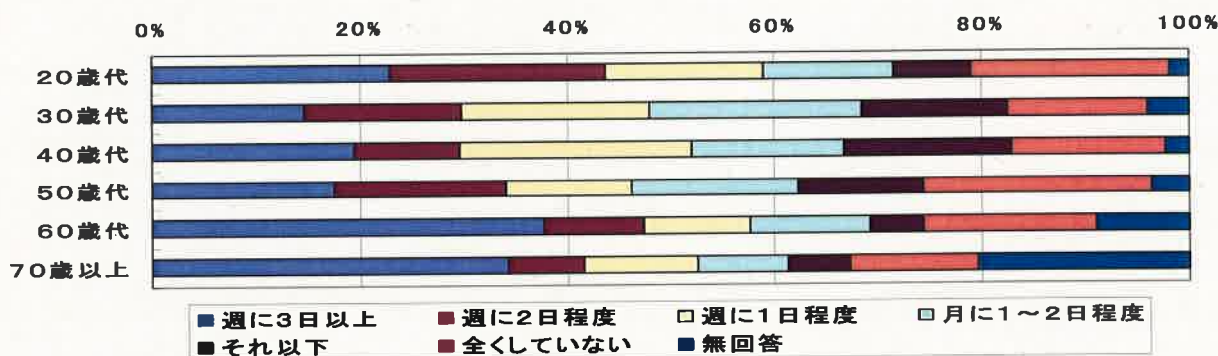
## (1) 現状と課題

本県では、県民の運動実施率（週1回以上、運動・スポーツを行う成人の割合）が、平成12年度は34.8%であり、全国の37.2%を下回っていましたが、平成16年度44.3%、平成21年度には50%を超え、全国を上回るなど、日常における県民の運動・スポーツ活動が進んでいます。しかし、学校卒業後の成年期では、仕事や家事、子育てが忙しいことなどからスポーツをする機会に十分に恵まれていない現状があり、本県の運動実施の状況は、30歳代～50歳代が他の年代と比較して低い状況にあります。こうした世代の運動しない理由として、自由な時間がないこと、手軽にできる場所や施設がないこと、適当な仲間がないことが多数を占めています。

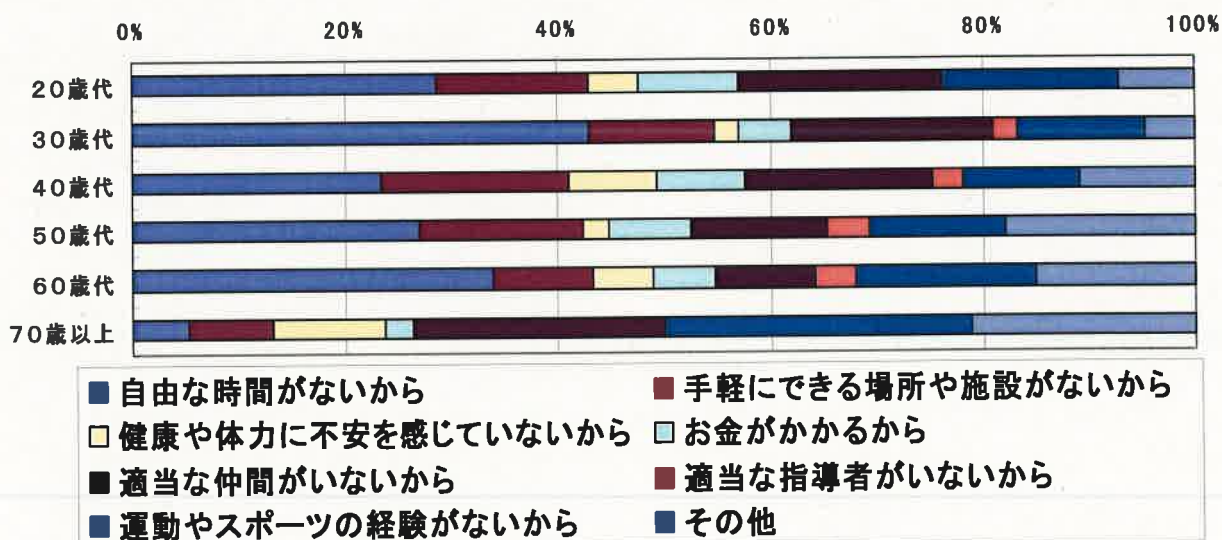
<運動実施率の推移>

年 度	本県推定値	全国推定値	全国との比較
H12	34.8%	37.2%	-2.4%
H16	44.3%	38.5%	+5.8%
H21	51.7%	45.3%	+6.4%

(H21調査・年代別運動実施率)



(H21調査運動しない理由【年代別】)



今後、県民の運動実施率を向上させるため、運動やスポーツ活動における実態及び県民ニーズの把握に努め、仕事や家事、子育てとのバランスを重視した運動・スポーツ活動の普及と定着を図るとともに、各種大会・スポーツイベント等を通じた運動・スポーツ機会の充実を図ることが必要です。そのため、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動の



機会を提供し、生涯スポーツを推進することを目的として、県民スポーツ・レクリエーション祭を平成12年から開催してきましたが、広く県民が参加可能なオープン競技やレクリエーションスポーツの部などにおいて、参加者が横ばいに推移している状況であるため、今後より多くの方の参加が得られるよう内容を充実させ、県民の運動・スポーツ機会の充実を図ることにより、運動実施率の向上につなげていくことが求められています。

また、成年期において、日常的に運動・スポーツを行うことは、生活習慣病を予防し、心身ともに健康で充実した人生を送ることに繋がっていくことから、健康面で非常に重要な役割を果たしています。

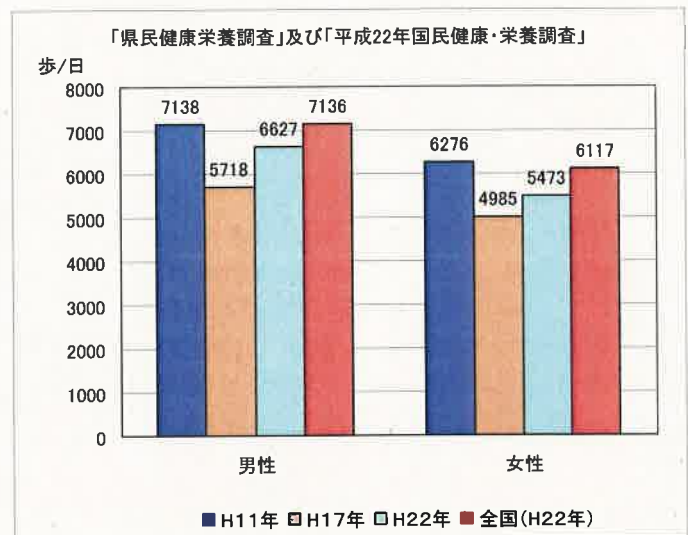
身体活動・運動の量が多い人は、不活発な人と比較して循環器疾患やがんなどの生活習慣病の発症リスクが低いとされており、身体活動・運動の不足は喫煙、高血圧に次いで生活習慣病による死亡の3番目の危険因子であることが示唆されています。

しかしながら、日常生活を営む上での基本的な身体活動を示す1日の歩行数について、本県では、日常生活での移動に車利用が増えていることなどにより、歩行数が全国平均と比較して少ない状況にあります。

今後、健康増進の観点から、1日の歩行数を増加させていくためには、誰でも取り組みやすい運動・スポーツとして、日常的なウォーキングの普及と定着を図っていく必要があります。

また、最近では、身体活動・運動は生活習慣病の発症予防だけでなく、高齢者の認知機能や運動器機能などの社会生活機能の維持と関係することも明らかとなってきています。先ごろ総務省が発表した人口統計によると、2013年の65歳以上の高齢者は、4人に1人で、2035年には3人に1人の割合と予想されています。この傾向は、鳥取県でも同様であり、高齢化が進む本県において、豊かで活力ある長寿社会を実現するためには、高齢者の健康増進、生きがいつくりや仲間づくり、地域社会への参画という観点から、高齢者のスポーツ活動への参加を促進し、増加する高齢者に楽しく身体を動かしながら、健康の維持に努めてもらうための機会を増やしていくことが望まれます。これまで、因伯シルバー大会（高齢者のスポーツ県大会）の開催やねりんピック（高齢者のスポーツ全国大会）への選手派遣をはじめとして、高齢者のスポーツ活動への参加を促進してきたことから、日常生活において親しみやすいウォーキングやグラウンド・ゴルフなどのスポーツは普及が進んでいます。その結果、平成21年度実施の調査によると、70歳代のうちスポーツを「週1日程度」以上実施する割合が50%を超えるなど、運動実施率は比較的高い傾向にあります。

一方で、運動やスポーツを行っていない高齢者の運動実施率を高めることが今後の課題となっています。運動やスポーツの経験がないこと、一緒にする適当な仲間がないこと



が、運動やスポーツを実施していない主な理由であることから、今後は、体力、技術や経験、適性等に応じて日常的に取り組めるスポーツ・レクリエーション活動の普及及びスポーツ大会等の開催支援を通じて、運動の実施や地域社会への参画を促進することが望まれます。

障がいの有無に関わらず、広く県民に開かれたスポーツ活動を推進することも重要です。本県では、障がい者を対象にした各種大会への参加支援をはじめ、障がい者スポーツの振興に向けた取組によって、障がい者が目標や励みをもつこと、健常者と障がい者との交流の促進や障がい者への理解につながっています。

一方で、障がい者のスポーツについては、地域においてスポーツ活動を行う機会や場所・施設が十分でない現状や、スポーツ行事の多くが障がい者と健常者を分けて実施されている現状があり、今後、大会やイベントに一体となって参加できる機会を増やすことなど一層の充実が求められます。

さらに、スポーツを「する」だけではなく、「みる」、「支える」という観点も欠かせません。プロスポーツの少ない本県では、プロスポーツ観戦の機会が限られており、「みる」という観点が十分育っているとは言えない状況にあります。地域固有のチームを観戦・応援し、スポーツへの関心を一層深めるため、情報提供方法などの工夫が必要です。

また、スポーツを「支える」主体としてのスポーツボランティアは、地域において、スポーツイベントや大会の運営、スポーツクラブの運営、スポーツ指導など幅広い活躍が期待されています。スポーツボランティアをはじめとする地域スポーツ活動を支えている人材について把握し、日々の活動を評価し、今後の活動への動機付けを行うことは、地域のスポーツ活動を活性化することにもつながります。

## (2) 具体的施策

### ① ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用

- ・スポーツ活動の実態やニーズを調査分析することにより適確に把握し、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進と運動実施率向上のための取組に活用します。

### ② 日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発

- ・仕事や家事、子育てとのバランスを重視した日常において手軽に行える運動活動等の普及啓発に努め、「日常的な運動文化」の確立を図ります。
- ・健康増進を目的とした日々の運動習慣の定着を図るため、ウォーキング立県を目指して、ウォーキング大会を通じたウォーキングへの参加促進とともに、本県が構築した鳥取県ケータイで健康づくりウォーキングシステム「とりっぽ（歩）」の利用促進により、日常的なウォーキングの普及と定着を図ります。

### ③ 職場における運動実施の推奨

- ・広く民間事業者等に働きかけ、職場における健康管理に対する意識の向上及び運動の実施を推奨し、仕事で忙しい世代の運動実施率の向上を図ります。

### ④ 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実

- ・県民の多くの参加が得られ、生涯スポーツの促進につながるよう鳥取県民スポー

ツ・レクリエーション祭の内容を充実し、健康を維持できる人の増加につなげます。

⑤ **関西ワールドマスタースゲームズ2021と連携した取組の推進**

- ・関西ワールドマスタースゲームズ2021の開催に向け、県民のスポーツ参加への気運を高めるとともに、生涯スポーツの活性化に取り組みます。
- ・関西ワールドマスタースゲームズと連携したスポーツイベントを開催し、関西圏域のスポーツ交流を図るとともに、本県生涯スポーツの推進に努めます。

⑥ **高齢者のスポーツ活動機会の充実**

- ・高齢者が適性や年齢に応じて、無理なく継続的にスポーツを行うことができるよう、日常における動作をとり入れた取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。
- ・高齢者を対象にしたスポーツ大会等の開催を支援し、スポーツへの参加促進を図ることにより、スポーツ活動を通じて活躍する機会や交流の場を提供します。
- ・高齢者が地域社会へ積極的に参画し、貢献できるよう、定年退職後の余暇を利用した、スポーツボランティア等を支えるスポーツ活動の機会の充実を図ります。

⑦ **地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援**

- ・総合型クラブ等、地域の住民が主体的に行うスポーツイベントやスポーツ教室の開催を促進します。
- ・スポーツを通じて世代を超えた交流や、仲間づくりを実現するため、子どもから高齢者までが一緒に参加できる地域のスポーツ活動を支援します。

⑧ **誰もが取り組みやすいスポーツ機会の充実**

- ・障がいの有無に関わらず、誰もが取り組みやすいニュースポーツを推進するとともに、誰もが参加できるスポーツイベントや各種大会の開催支援を行うことにより、健常者と障がい者が共に参加できる機会を充実させます。
- ・スペシャルオリンピックス等の活動を支援し、障がい者のライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

⑨ **スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実**

- ・スポーツ観戦等、みるスポーツ活動を県民に周知、推奨し、スポーツ活動への興味・関心や参加意欲を高めます。

⑩ **スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実**

- ・スポーツボランティア等、地域においてスポーツ活動を支える人材について把握し、活動内容の評価を行うなどして、スポーツボランティア活動への動機付けや啓発を行います。
- ・各種スポーツ大会やイベントなどの企画、運営及び実施へのスポーツボランティアの参画を奨励し、支えるスポーツ活動の充実を目指します。

## Ⅱ 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

### 【政策目標】

子どもが生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てるため、学校における体育学習や運動機会を充実します。

子どもが生涯にわたって心身共に健康に暮らし、たくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人格形成をする上で、運動（遊び）やスポーツの持つ意義は大きいものがあります。

本県の子どもの体力については、鳥取県体力・運動能力調査（以下、体力テストという。）によると、体力の低下傾向には、なかなか歯止めがかからない状況です。体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、運動能力は依然として低い状況にあります。

また、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身につけていない子どもに対する支援の充実等が引き続き大きな課題です。

このため、子どもが積極的にスポーツに取り組む姿勢を育成することが必要であり、学校における体育学習及び休憩や放課後等での運動を通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義、価値を実感することができるような取組を進める必要があります。

### 1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実

#### 【施策目標】

体育学習の充実を図り、児童生徒の誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動（遊び）が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。

#### （1）現状と課題

新学習指導要領では、小学校や中学校の体育の時間数が増加し、小学校から高等学校までの12年間の発達段階のまとめ（※表1）を意識して内容の体系化を図るとともに、小学校から高等学校まで全学年での体づくり運動を規定するなど、子どもの体力低下傾向に歯止めをかける狙いが込められています。現在、各学校においても各校種体育研究会や研修等によって授業改善に取り組み、児童が楽しみながら力をつける様々な体育学習充実のための取組がなされています。特に、教科担任制ではない小学校においては、前学年とのつながりや系統性を意識した指導や評価の計画を立て、学校全体の共通認識の元に指導にあたるのが大切です。

小学校		中学校		高等学校
1年~4年	5,6年	1,2年	3年	1年~3年
様々な基本的な動きを身に付ける時期		多くの領域の運動を体験する時期		少なくとも一つの運動を選び継続することができるようにする時期

表1 12年間の発達段階のまとめ

また、平成24年度の文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」によると

「運動がややきらい、きらい」と回答していたり、「運動をもっとしたい」という項目に対して否定的に回答したりする児童生徒も少なくない状況があり、体育科の目標の一つである、生涯にわたってスポーツに関わる資質と能力を育てるためには、更なる体育学習の改善が求められます。今後は、誰もが運動する喜びを味わえるよう体育学習のより一層の充実を図り、自主的、主体的に運動しようとする児童生徒を育てることによって、生涯にわたって運動に親しむ資質と能力の基礎をつくることが求められます。

一方、特別支援学校の児童生徒は、経験する運動が少ない傾向にあり、基礎的な動き

が未定着であったりや運動に親しむ資質の育成につながっていない状況も多々見られ、児童生徒の実態を踏まえた上で、学習指導要領の趣旨に沿った体育学習の充実を図り、基礎的な運動技能を習得させることが重要です。また、体育学習は、生活への積極的な態度の育成や望ましい人間関係の形成にも大きな影響を与えるものとして期待されており、自立活動における適切な指導とあわせて、日常生活の中で適切な身体の動きができるよう、学習の充実が必要です。

本県では、学校体育の充実を図るため、以下のような取組を進めています。

- ・ 小学校での体育学習を専門的に指導する教員の配置
- ・ 中学校での武道外部指導者の活用
- ・ 各学校種体育研究会の連携
- ・ 体育主任との連絡会、体育実技講習会及び教育課程研究集会等による教員の指導力の向上
- ・ 学校毎の体力向上計画の立案等

今後は、児童生徒が多様な動きを身に付けることができるよう、より一層体育学習の充実を図ることが必要です。また、地域と連携しながら運動（遊び）の習慣化を図ったり、体力の向上を図ったりする全県的な取組を推進する必要があります。さらに、生涯にわたってスポーツと関わり、健康で暮らしていくためにも、保健学習を充実させ、自分自身の健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成していくことも重要です。

## （２）具体的施策

### ① 新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践

- ・ 各学校における「体づくり運動」の着実かつ効果的な実施を促すとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の確実な実践を通して、様々な運動や動作の基礎となる動きが習得させるような取組を充実します。
- ・ 各学校において基礎基本の習得を重視しながら適切に言語活動等を取り入れ、技能だけではなく、思考力や判断力を育てる学習が展開されるよう努めます。

	運動の好き嫌い		運動をもっとしたい	
	ややきらい	きらい	あまり思わない	思わない
小5男子	5.3%	2.5%	11.4%	5.1%
小5女子	9.0%	3.8%	20.6%	5.8%
中2男子	6.0%	3.3%	14.4%	4.2%
中2女子	15.7%	7.4%	25.6%	10.0%

- ・中学校における武道等の必修化に伴い、安全かつ効果的な指導のために、地域指導者の活用や指導者研修会等による指導体制の充実を図ります。
- ・高等学校においては、中学校までの学習の成果を踏まえ、中学校第3学年との接続を重視した学習及び生徒の主体的な取組を促し、かつ、社会とのつながりを踏まえた学習の充実が図られるよう支援し、高等学校卒業後に少なくとも一つのスポーツを継続して行うことができるよう努めます。
- ・特別支援学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえながら、身体活動に喜びを感じ、自信を得ることができるようにするとともに、体力の向上が図れるよう、個に応じた体育学習の充実を支援します。
- ・研修会や各校種体育研究会との連携、各学校への助言等を通して、保健学習において、知識を習得する学習活動を重視するとともに、習得した知識を活用する学習活動を行い、自分自身の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力等を育成していく学習が図られるように努めます。

## ② カリキュラムの工夫改善

- ・小学校から高等学校までの12年間の系統性や小学校における低・中・高学年の2年間ごとの発達段階のまとまりを踏まえた年間指導計画や単元計画の作成等により、身に付けるべき力を着実に身に付けられるよう支援します。
- ・中・高等学校では、様々な運動の中から自己の能力・適性、興味・関心等に応じて選択する能力を育成するとともに、自発的・自主的な運動への取り組み方や運動の楽しさを深く味わうための学習の仕方等、生涯にわたって計画的、継続的に運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するよう支援します。

## ③ 教員の指導力向上

- ・安全性の向上や事故防止のため、スポーツ医・科学と連携し、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検、適切な保守管理、事故の未然防止について啓発します。
- ・研究授業や公開授業等、校内や各校種体育研究会での研修活動の充実を支援します。
- ・実技講習会の開催や参考資料の作成配付により、指導者の指導力向上を図ります。
- ・小学校の体育学習を専門に指導する職員を各学校に派遣し、授業づくりに関わりとともに、ティームティーチングで担任とともに質の高い学習を提供することを通して教員の指導力向上を図ります。
- ・児童生徒に模範となる実技を視覚的に示すためのデジタル教材の作成及び提供等により、効果的な学習づくりを支援します。

## 2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援

### 【施策目標】

運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用し、児童生徒の体力向上を図ります。

## (1) 現状と課題

本県では小学校から高校までの全学年で毎年体力テストを実施し、結果の分析を基にした取組を進めていますが、平成24年度調査では、前年度より体力合計点が下がる学年が半数を超え、児童生徒の体力の低下傾向について、依然として歯止めがかかっていない現状があります。

鳥取県の平成24年度と平成25年度の合計点の比較(鳥取県体力・運動能力調査)

### (1) 男子

区分	小学校						中学校			高等学校		
	1年(6歳)	2年(7歳)	3年(8歳)	4年(9歳)	5年(10歳)	6年(11歳)	1年(12歳)	2年(13歳)	3年(14歳)	1年(15歳)	2年(16歳)	3年(17歳)
H24	30.54	38.37	44.60	50.62	54.70	61.14	34.10	43.40	50.31	52.18	56.75	59.45
H25	30.47	37.54	43.77	49.15	54.90	59.94	33.52	41.05	49.93	52.82	56.94	59.47

### (2) 女子

区分	小学校						中学校			高等学校		
	1年(6歳)	2年(7歳)	3年(8歳)	4年(9歳)	5年(10歳)	6年(11歳)	1年(12歳)	2年(13歳)	3年(14歳)	1年(15歳)	2年(16歳)	3年(17歳)
H24	30.91	37.78	44.91	50.53	55.90	61.86	45.61	50.05	53.04	51.95	54.05	54.59
H25	30.55	38.16	44.24	49.74	56.31	60.73	44.62	49.14	51.90	52.22	53.55	54.55

また、少子化が進み、学校の統廃合によるスクールバスでの登下校の増加、近所に遊ぶ友だちがいないことや携帯ゲーム機等の普及による遊びの変化などによって、幼少期から体を動かす機会が減少しており、運動する子とそうでない子の二極化傾向が見られます。

本県では、自発的に運動や遊びに親しむ児童生徒を育て、運動実施の二極化を解消するため、ホームページを使った運動機会の提供（遊びの王様ランキング）や各学校が体力テスト結果を活用し、計画的に体力向上に取り組んでいく取組を推進しています。

また、多くの学校においては、朝の時間や業間運動に、持久走、ダッシュ、縄跳び、ボール投げ等を実施し、子どもの体力向上に取り組んでいます。そうした取組により、シャトルランや反復横跳びなど、全国平均値を大きく上回っている体力テストの種目もあり、成果が現れてきています。今後も子どもの体力向上に主体的に取り組む学校の広がりや継続的な取組が必要です。

特別支援学校の児童生徒における体力・運動能力の向上は、生きていく上での体力を保障する意味でもとても大切なことですが、児童生徒の運動能力や障がいの状況も様々で、学校全体としての体力テスト実施や同じ内容での体力向上の取組が難しい状況にあります。その中で、児童生徒が運動やスポーツに親しんだり、心と身体が健康で暮らしていくことができたりするよう、各学校や地域等が連携し、走る、投げるなどの基礎運動能力や巧緻性、敏捷性、柔軟性、複合的な動きなど、障がいの種類や程度に応じた体力向上の取組が求められます。

## (2) 具体的施策

### ① 体力テストの結果分析と活用

- ・各学校が、体力テスト集計システムを活用し、多面的かつ迅速に集計、分析を行い、体育学習の充実や体力向上計画の策定や見直しに反映できるよう、支援します。

- ・体力向上支援委員会による体力・運動能力調査の分析・提言を踏まえ、県内児童生徒の体力向上についての支援策を検討し、県内へ普及することに努めます。
- ② **自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進**
- ・自校の課題を踏まえながら児童生徒の運動習慣を定着させ、体力向上を図るため、各学校が「体力向上推進計画」を策定し、計画に基づく取組の効果を検証しながら適宜修正を行う継続的な取組を推進します。
  - ・特に支援が必要な児童生徒の体力向上について、「個別の指導計画」等を作成し、それぞれの児童生徒の実態にあった取組が図られるよう支援します。
- ③ **体育的活動の充実**
- ・体力テストの結果分析を踏まえ、体育学習や総合的な学習の時間、体育的行事、縦割り班での活動、運動部活動など、学校教育活動全体を通して創意工夫をこらした体力づくりの取組の充実が図れるように支援します。
  - ・「遊びの王様ランキング」など、学校や地域における運動機会の提供につながる取組を進めます。
  - ・運動部活動など、学校における児童生徒の運動に関する取組を活性化するため、小学校・中学校・高等学校における各種体育大会を支援します。
- ④ **特別支援学校における体力向上の推進**
- ・特別支援学校における生きるための体力を含めた体力・運動能力の向上について、地域と連携した先導的な取組を支援します。
  - ・児童生徒の健康の保持増進や体力向上が、児童の実態に応じて作成された「個別の指導計画」等をもとに行われる体育学習だけでなく、他教科や特別活動及び自立活動等、学校教育全体を通じて適切に行われるよう支援します。
- ⑤ **安全で楽しく運動に親しめる環境づくり**
- ・子どもが楽しく安全にスポーツに親しめる環境を作り出すため、学校の実態に応じたグラウンドの芝生化等の学校体育施設の充実を支援します。
- ⑥ **地域との連携支援**
- ・障がいの有無に関係なく、児童生徒が仲間とともに運動に親しめる機会を提供し、運動の習慣化が図られるために、学校や放課後児童クラブ、総合型クラブ等の各団体が連携する取組を支援します。
  - ・トップアスリートや地域のスポーツ推進委員など、体育を専門的に指導できる人材を活用し、児童生徒が運動する喜びや達成感を味わい、運動の習慣化が図られるよう支援します。
  - ・地域と学校が連携して児童生徒の体力向上をめざすモデル的な取組を支援するとともにその成果を広く県内へ普及するように努めます。
- ⑦ **保護者への啓発**
- ・「調和のとれた食事」、「適度な運動」、「休養や睡眠」など、の調和のとれた生活の大切さを学ぶ健康教育の充実と家庭への啓発を行います。
  - ・メディアや広報誌等により、学校、家庭及び地域における生活習慣の改善を含めた子どもの体力向上をめざす習慣づくりを推進します。



### 3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化

#### 【施策目標】

生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながる児童生徒のスポーツ活動や運動部活動の充実を図る。

#### (1) 現状と課題

小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動は、児童生徒の心の成長をはじめ、自己実現や運動機会の充実に大きな役割を果たしており、鳥取県の運動部活動の加入率は中学校で80%近く、高等学校で50%となっており、全国平均と比べて高い状況にあります。

しかし、近年、児童生徒の減少による休部や廃部から、運動したくても入りたい部がないなど運動環境は大きく変化してきました。また、児童の減少により、小学校低学年からクラブに加入させないとチームが成り立たないといった状況も見られ、幼いときから同じ運動を継続的に行う児童も少なくありません。その結果、多様な動きを身につけられなかったり、スポーツ傷害を引き起こし、結果的にスポーツに親しむことができなくなったりすることもあります。

また、県内全ての特別支援学校において、部活動又は同好会等の様々な活動形態により、陸上や球技、エアロビクス（ダンス）等の運動に取り組んでいます。指導に当たっては、一人一人の障がいの状態等に応じた支援、安全面への配慮等、適切に環境を整えながら指導の充実を図る必要がありますが、外部指導者等の確保が困難であること、対抗試合、交流戦、合同練習等の機会がなかなか持ちづらい等の課題があります。

指導者については、専門的な知識や指導法を有する指導者の確保に苦慮するクラブが見られたり、勝利至上主義による指導や体罰等の指導力の問題が懸念されたりしています。

今後は、医療機関との連携を図りながら、予防や早期発見に努めるなどの安全面に一層配慮した指導が行われること、外部指導者の派遣等により指導者の確保に努めること、小学生のスポーツ活動や運動部活動において適切な指導がなされるよう、指導者研修会や子どものスポーツ活動ガイドラインに基づく指導の浸透を図っていくことが必要です。

今後も、体育学習、スポーツ少年団、スポーツクラブ及び運動部活動の指導に携わる指導者や保護者の研修会の開催などを通して、適正な指導の推進に努め、子どもたちの運動習慣の定着・習慣化及び体力向上を図るとともに生涯にわたってスポーツと関わる豊かなスポーツライフの基礎づくりをめざす必要があります。

#### (2) 具体的施策

##### ① 適正な指導の推進

- ・「子どものスポーツ活動ガイドライン」の内容の周知に努め、過度に勝利に執着したり、運動をさせ過ぎたりすることなく、子どもたちが生涯にわたって運動に

親しむための素地となるよう、子どものスポーツ活動における適正な指導につながる取組を進めます。

- ・研修会等を通じて、指導者が技術の向上だけでなく、あいさつや礼儀、責任感や協調性を育むなど、子どもたちの心の成長を促す指導が図られるように努めます。

## ② 指導者の指導力向上

- ・望ましいスポーツ活動の在り方及び指導法、熱中症や活動中の事故防止などの安全対策について、研修会や実技講習会を通して指導者の指導力向上を図ります。
- ・子どもたちの年齢や性別等を踏まえ、その発達段階に応じた指導が図られるように、スポーツ医・科学の積極的な活用を支援します。

## ③ スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実

- ・学校や地域の実態に応じ、複数の学校又は地域が合同による練習や大会参加などを推進し、運動機会の充実を支援します。
- ・女子や特別支援学校の児童生徒が参加できるスポーツ少年団、スポーツクラブ及び運動部活動を充実させ、運動機会が増加するよう支援します。

## ④ 地域人材の活用促進

- ・運動部活動において、顧問では対応できない専門的な指導を提供するため、地域の優れた人材の積極的な活用を支援します。

### Ⅲ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実

#### 【政策目標】

地域スポーツに住民が主体的に参画し、スポーツを行う環境を整備するため、多様なニーズに応える指導者の育成、スポーツ関係団体の体制整備スポーツ施設の機能の充実を図ります。

また、参加しやすいスポーツイベントや大会を開催したり、トップチームの合宿や全国規模の大会の誘致等を通して、スポーツを身近に感じられるようにするとともに、スポーツ活動の情報を発信し、県民のスポーツ参加意欲の喚起を積極的に行います。

地域住民がスポーツに積極的に参画するためには、地域スポーツの環境整備が不可欠です。このような観点から、地域のニーズに応えるため、スポーツ推進委員をはじめとした指導者の育成や総合型クラブ、広域スポーツセンター等のスポーツ関係組織の充実を図るとともに、スポーツ活動の場となる施設の整備に努め、誰もが、年齢、性別、障がいの有無を問わず、ライフステージに応じた運動やスポーツ活動ができるようにしていくことが大切です。さらに、地域の活性化を図るため、スポーツを通じた様々な取組を推進していくことが求められており、情報を共有、活用し、スポーツ関係団体間の連携強化に努めていくことが必要です。

#### 1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成

#### 【施策目標】

- ・多様化するニーズに対応するため、スポーツ指導者の資格取得や資質向上のための取組など、人材の育成を図るとともにその活用を支援します。
- ・トップスポーツと地域スポーツの連携した取組を支援し、スポーツ人材の好循環を創出します。

#### (1) 現状と課題

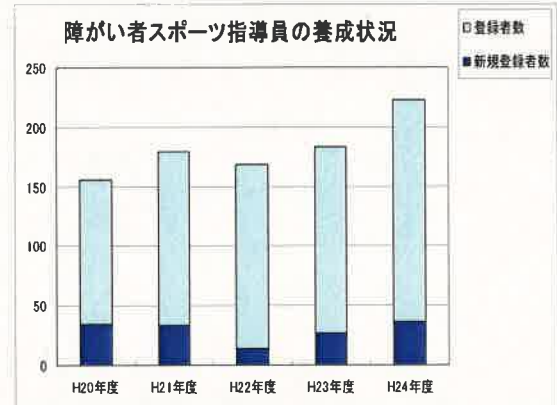
スポーツを行う際には、指導者、プログラムの企画・立案者、運営に携わるボランティアなど様々な人々の協力が不可欠ですが、人口規模の小さい本県では、種目や地域によっては、指導者等の確保が難しい状況があります。また、近年ではスポーツに対する住民のニーズが多様化・高度化しているため、専門性の高い公認スポーツ指導員やレクリエーション指導員、ニュースポーツ指導員などの育成とともに、ニーズに応えることのできる指導者に関する情報を提供する仕組みが求められています。

各市町村を中心に活動しているスポーツ推進委員は、自らが組織する協議会で研修機会をつくり、資質向上に努めてきていますが、地域や個人によってその活動に温度差がみられます。スポーツ基本法に明記された地域のスポーツ推進の担い手として、スポーツ指導に加えて、地域の特色を生かしたスポーツ活動のコーディネート役としてのより高い指導力が求められています。

一方、障がい者スポーツの推進においては、障がい者スポーツ指導員の育成が急務です。近年、障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導者が増加してきていますが、各地域で実際に障がい者スポーツに携わっている人材は、まだ十分ではない状況です。

国際大会や全国大会で頂点を目指すトップスポーツと、住民の生きがいや楽しみ、健康の保持増進等のための地域スポーツとでは、それぞれが別の目的を持った活動としてとらえられ、これまでは十分な連携が図れていませんでした。トップアスリートによるスポーツの魅力

の発信や専門的なスポーツ指導などの取組を進めることによって、新たなスポーツの愛好家の増加や潜在的な能力のある次世代のアスリートの発掘・育成につなげるなど、連携から生まれる双方への効果が期待されます。地域で育ったトップアスリートが、将来的には地域スポーツの指導者になり、また、新たなジュニア選手を育成するといった、人材の好循環の確立が求められます。



## (2) 具体的施策

### ① 多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成

- ・ 県及びスポーツ関係団体においては、生涯スポーツ推進のために必要な人材の育成とスポーツ指導の有資格者の研修会を充実させ、指導者の資質向上を図るとともに、指導者の資格取得のための研修等に関する情報の提供に努めます。
- ・ 多様化する住民ニーズに対応したレクリエーションスポーツやニュースポーツを中心とした生涯スポーツの指導者養成を支援します。

### ② スポーツ指導者の活用促進

- ・ 大学、スポーツ関係団体及び企業等と連携して、スポーツツーリズムや観光によるまちづくりに関する専門的知識を有する人材の育成及びそれらの人材を地域スポーツにおけるコーディネーター等としての活用を努めます。
- ・ 総合型クラブと連携し、学校の体育活動における、地域のスポーツ指導者の積極的な活用を支援します。
- ・ 体育系大学の卒業生やスポーツ指導者の有資格者など質の高いスポーツ指導者を広域スポーツセンターや公共スポーツ施設等に配置したり、指導者の研修を充実するなど、地域のニーズに即した人材確保、活用方策を検討します。
- ・ 各スポーツ関係団体が有するスポーツ指導者の情報を、地域スポーツ活動においてより一層活用されるよう、情報の共有化の取組を検討します。

### ③ 障がい者スポーツ指導員の養成と活用

- ・ 障がい者の多様なニーズに対応したり、障がいのある人がスポーツ活動に参加する際のコーディネートや指導、補助等を行う障がい者スポーツ指導員の養成を支援します。
- ・ 障がい者スポーツ団体が県、市町村及び他のスポーツ関係団体との連携強化を図

り、障がい者のスポーツ活動を支援します。また、健常者に対するスポーツ指導者が、障がい者へのスポーツ指導を行うための講習会等の充実や、養成された障がい者スポーツ指導者の活用を促進するための取組を支援します。

#### ④ スポーツ推進委員の資質向上

- ・スポーツ推進に情熱と能力があり、地域において住民と良好な信頼関係を築くことができる能力や、効果的に連絡調整を行うことができる人材を市町村がスポーツ推進委員に委嘱するよう促すとともに、総合型クラブとも連携し、地域スポーツの推進が進められるようスポーツ推進委員の研修機会の充実を図ります。

#### ⑤ トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働

- ・トップスポーツと地域におけるスポーツの人材の好循環を創出するため、地域におけるスポーツ活動の中から潜在的な能力のある次世代のアスリートを戦略的に発掘・育成する体制の整備に努めます。
- ・地域で育成されたアスリートが、総合型クラブ等において指導者となり、ジュニアの育成や地域スポーツの振興に還元するという人材の好循環の確立に努めます。
- ・スポーツ関係団体においては、アスリートに対して指導者としての資格取得を推奨するとともに、トップアスリート等のスポーツキャリア形成の一環として、大学等と連携し、トップアスリートが指導者として資質向上を図るための支援を行うことが望まれます。
- ・トップアスリート等としての経験を有する優れたスポーツ指導者やスポーツ推進委員等を活用した総合型クラブの活動や学校の体育的活動等を支援します。

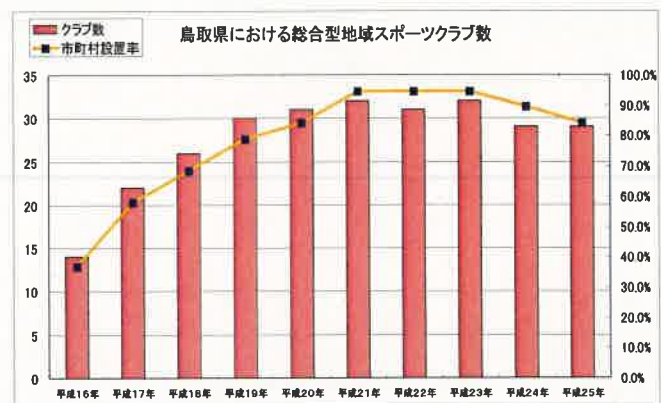
## 2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実

### 【施策目標】

- ・広域スポーツセンターの機能を充実させ、総合型クラブをはじめとした地域スポーツ団体の育成を支援するとともに、生涯スポーツを総合的に推進します。
- ・学校体育施設等の有効活用や、年齢、性別や障がいの有無を問わず、だれもが利用しやすい公共スポーツ施設の環境整備を推進します。

### (1) 現状と課題

地域コミュニティの中心となる総合型クラブについては、これまで、県と広域スポーツセンター、公益財団法人鳥取県体育協会（以下、県体育協会という。）が協力してクラブ訪問や研修会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、クラブ交流会等を開催し、クラブ運営やスポーツ教室等に関する情報提供を行うなど、その育成及び支援に



(本県の総合型クラブ数の推移)

努めてきました。

しかし、これまで総合型クラブの「創設数を増やす」ことに重点を置いて施策を推進してきたこと、創設後の運営に関するフォローアップ体制や活動環境の整備に関する指導助言が不十分であったことなどから、自立した運営に行き詰まったり、活動が停滞したりするクラブが少なくないのが現状です。今後は、各クラブが自らの課題を主体的に解決し、自立した活動を継続できるよう総合型クラブの育成及び支援を行う体制を整えることが必要です。

また、クラブ設立時点でのビジョンや目的が明確にイメージできず、活動が周知されないクラブが多かったことも、現状に至った一要因と言えます。クラブの創設を進めるスタッフ自らが、クラブの考え方や方向性を示し、目指すべきクラブの姿を地域住民にも広く行き渡らせ、共有することが総合型クラブには重要です。

県内には公共の体育館（公・私立学校を含む）が211棟、運動場（球技場を含む）が199箇所、野球場が48箇所あります。また、屋外運動場の照明は87箇所に設置してあります。多くの学校体育施設や公共スポーツ施設で開放は行っているものの、総合型クラブはもちろん、地域スポーツクラブやスポーツ少年団等のスポーツ関係団体も、学校体育施設と公共スポーツ施設の利用に大きく依存しており、同じ施設や時間帯に集中するなど、地域住民のニーズに十分に対応しきれていないという指摘もあります。総合的に施設利用の調整ができるような仕組みづくりを行うことなどを推奨し、効果的かつ効果的な施設の利用が求められています。

県内の障がい者スポーツに対する理解は深まりつつあるものの、障がい者スポーツの普及に必要な指導員やボランティアが不足しているなど、障がいのある幼児及び児童生徒がスポーツに親しめる環境が十分整備されているとは言い難いのが現状です。障がい者が気軽にスポーツに親しむことができるように、より身近な地域のスポーツ施設においても障がい者に配慮した施設等の環境整備が必要です。

## （２）具体的施策

### ① 広域スポーツセンターの機能の充実

- ・広域スポーツセンターは、様々な生涯スポーツの推進を担うセンターとして、その役割を見直し、生涯スポーツ推進の核となるようセンター機能を充実させ、総合的に生涯スポーツの推進を図ります。
- ・広域スポーツセンターにおいては、以下のような、総合型クラブの設立及び育成を支援するとともに、その認知度を向上させるための効果的な広報活動に取り組みます。
  - ・総合型クラブの創設や自立及び自律に向けた支援
  - ・多様なスポーツ情報の提供
  - ・クラブマネージャーなどクラブ運営を担う人材や指導者の育成
  - ・スポーツニーズに対応したプログラムの開発等
- ・広域スポーツセンターにおいては、生涯スポーツ活動の積極的な推進に向けて、誰もが参加できるスポーツイベントの開催や交流大会の企画・運営などへの取組

を進めます。

## ② 総合型クラブの育成支援

- ・障がいの有無にかかわらず、異年齢の子どもや多世代の大人がともにスポーツに親しむことができるよう幅広い世代の参加者を確保したクラブの育成を進めます。
- ・市町村の人口規模、高齢化、過疎化等の地域の実情に応じた生涯スポーツの推進体制や地域において住民が主体的に参画するという新たなスポーツ活動への転換を目指す総合型クラブに対する支援の在り方について検討します。
- ・育成された拠点クラブが周辺の学校や地域スポーツクラブ等と効果的に連携して活動できるよう、拠点クラブやスポーツ指導者に関する情報提供を行うとともに、市町村との連携強化に努めます。
- ・地域スポーツクラブにおいては、地域の課題（学校と地域との連携、健康増進、体力向上、子育て支援等）の解決への貢献も視野に入れ、会員はもとより、広く地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域スポーツクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの核として発展していくことが望まれます。
- ・県体育協会と連携して総合型クラブ連絡協議会を支援し、総合型クラブ連絡協議会への加盟を促進します。また、総合型クラブ間の情報共有やスポーツ交流大会等の中核となるよう当該連絡協議会の組織体制を充実させるとともに、その自立化を促進します。
- ・子どもに対する総合型クラブの認知度向上のため、総合型クラブと連携し、学校の体育的活動において総合型クラブの活動体験する機会を提供する取組などを推奨します。

## ③ 既存施設の共同利用・活用の促進

- ・学校体育施設や公共スポーツ施設利用の可能時間の拡大や、休校、廃校、空き教室等の積極的な活用など、地域スポーツにおける身近な活動場所の拡充を推進します。
- ・地域スポーツクラブにおいては、子どもを持つ親のスポーツ参加機会を増やすために、クラブハウス等の拠点施設に託児室や授乳室等を設置するように努めることが望まれます。
- ・地域の実情に応じて公共スポーツ施設の指定管理者として総合型クラブを積極的に活用することが望まれます。

## ④ 公共スポーツ施設の整備・充実

- ・子どもや女性、高齢者、障がい者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しむ環境をつくり出すため、バリアフリー化や耐震化、グラウンドの芝生化などの公共スポーツ施設の環境等の充実を促進します。

### 3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供

#### 【施策目標】

本県の特徴を生かしたスポーツイベントや誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを開催し、運動に親しみやすい環境づくりに努めるとともに、プロスポーツリーグや国際的な大会などの開催を誘致し、スポーツ観戦やトップアスリートとの交流によってスポーツの魅力を感じることができるように努めます。

スポーツへの新たな関わり方として定着してきているスポーツボランティアをスポーツを支える担い手として活用し、スポーツを盛り上げる気運を醸成していきます。また、スポーツを支える喜びや誇りが感じられる体制の整備に努めます。

スポーツによる国際交流を積極的に支援し、スポーツを通して相互理解や友好親善を深めるとともに、地域の活性化を図ります。

県民の誰もがスポーツ活動に主体的に取り組めるよう、ホームページや広報誌等の充実をはじめ、効果的な情報提供に努めるとともに、情報の共有化及びネットワーク化を目指します。

これらの施策を中心として「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」を推進し、スポーツ活動がより身近になり習慣化できるように努めます。

#### (1) 現状と課題

本県では県民スポーツ・レクリエーション祭（以下、県民スポレク祭という。）を開催し、スポーツを実践する場として、あるいは、スポーツ活動の意欲喚起の場として広く県民に提供しており、地域代表の競技スポーツの部9種目、オープン参加の競技スポーツの部9種目、レクリエーション・スポーツの部21種目、レクリエーションの部40種目に、毎年1万人以上の県民が参加しています。しかし、参加者が少ない種目があったり、より競技性を高めるべきとの声がある一方、様々な種目を体験したいとの声も上がっており、選手や県民のニーズにあった魅力のある大会にしていくことが求められています。

近年、本県の豊かな自然や特徴を生かしたスポーツイベントに人気が集まっています。これらのスポーツ大会は地域と密着しており、県内外から多くの選手が出場します。また、多くの地域住民が観戦や応援に訪れたり、ボランティアとして参加したりと、選手だけでなく地域と一体となって大会を盛り上げています。スポーツの持つ様々な可能性を活かして、より豊かで活力ある地域社会の実現につながる大会の開催等が求められています。

プロスポーツや国際スポーツ大会では、スタジアム等において直に観戦すると、多くの観客と一体となって感動や興奮を共有することができます。そのような規模の大会開催が限られている本県において、身近にトップスポーツに触れることのできる数少ない機会であり、スポーツの振興と地域の活性化にもつながることから、トップスポーツの積極的な大会誘致が求められます。

スポーツボランティアは、スポーツへの新たな関わり方として定着してきています。



各種大会だけでなく、学校の運動部活動や地域のスポーツ活動、障がい者スポーツを推進する上でもスポーツを支える人の存在は不可欠です。今後も、スポーツボランティアの活動の紹介や参加機会などの情報提供が求められます。スポーツは、「する人」だけでなく、多くの「支える人」たちによって成り立っています。スポーツを推進するためには、スポーツボランティアへの参加促進が望まれます。

様々な競技団体が、スポーツを通しての国際交流活動を実施し、スポーツの振興はもとより、諸外国との相互理解や友好親善に大きな役割を果たしています。国内外の人々とスポーツを通じた交流人口を増大させることによって、地域を活性化させるとともに、スポーツ人口の増加も期待されています。特に、環日本海交流圏や東南アジア圏との交流の推進に大きな期待が寄せられています。

県立のスポーツ施設等については、県のホームページで施設の概要や施設利用の方法について掲載しており、空き状況等の確認ができます。現在は、県の施設と鳥取市の施設の掲載ですが、今後は他の市町村のスポーツ施設でも拡充して情報発信していくことが望まれます。また、スポーツに関する大会やイベント等の情報についても、県民のニーズに対応した情報提供システムの構築が求められています。

## (2) 具体的施策

### ① スポーツ実施の充実と裾野の拡大

- ・ 県民スポレク祭については、県及び市町村、各競技種目団体が連携し、多くの県民が目的に応じて参加できる総合的なスポーツ大会として、内容や実施方法の見直しを行い、一層の充実を図ります。
- ・ スポーツ関係団体と連携して、ニュースポーツやレクリエーションなどの楽しさやおもしろさを身近に味わうことができるよう、さらに普及促進に努めます。
- ・ 県民がそれぞれの目的に応じたスポーツ活動を行えるようにするため、だれもが参加しやすいスポーツイベントを提供する地域スポーツクラブやスポーツ推進団体などを支援します。
- ・ 高齢者や障がい者が取り組みやすいスポーツやレクリエーション活動の普及に努めます。
- ・ 競技団体や市町村と連携して、全国規模の大会開催や国内開催の国際大会に伴うキャンプ地の誘致に積極的に取り組み、県民のスポーツ実施の気運の醸成を図ります。
- ・ 2021関西ワールドマスターズゲームズと連携したスポーツ大会の開催を推進します。大会開催の決定後は、県内開催種目を中心に各種目への県民参加の気運を促し、県民のスポーツ参加意欲の醸成やスポーツを通じた交流の推進に努めます。

### ② 「みるスポーツ」の推進と充実

- ・ 本県の豊かな自然や環境を生かした大会やスポーツイベントの開催を支援し、スポーツ観戦の機会の充実を図ります。
- ・ 競技団体や市町村と連携して、全国規模の大会や国際大会に伴うキャンプ地を誘

致することによって、スポーツ観戦の機会の充実を図るとともに、世界で活躍するトップアスリートやチーム等の練習と交流する機会を提供します。

**③ スポーツボランティア活動の推奨**

- ・スポーツボランティア活動の内容を紹介したり、関連情報を提供したりすることにより、参加の動機づけや意識啓発を図り、ボランティア参加者の拡大に向けた支援を検討します。
- ・スポーツボランティア活動に必要な知識や技能を身に付けるための研修会の開催などの取組を支援します。

**④ スポーツ交流の推進と充実**

- ・スポーツを通して相互理解や友好親善を深めるとともに、地域の活性化につながるよう関係機関と連携して、スポーツに関係する観光情報を提供するなどしてスポーツ関係団体等が実施する国際的なスポーツ交流活動を支援します。

**⑤ スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実**

- ・スポーツに関する情報が簡単に入手できるよう多様な媒体を活用して、県内で開催される高いレベルのスポーツ大会や競技を観戦する機会や施設利用の情報を積極的に提供するように努めます。

## IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

### 【政策目標】

本県アスリートが国内外で活躍できるようジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成やスポーツ環境の総合的な整備を進めます。

- ・ 各種全国大会における入賞者数を増やします。
- ・ 国体入賞数目標を入賞競技数20、入賞種目数50、優勝種目数10、入賞者延べ人数120人とします。
- ・ 全国障害者スポーツ大会でのメダル獲得率（鳥取県参加種目数に対するメダル獲得数の割合）60%以上を目指します。

そして、本県の出身者が、2020年東京オリンピック、パラリンピックに出場し、入賞することができるように、子どもたちの夢や目標を応援します。

また、スポーツ指導者についても、県内指導者の指導力向上を図るための取組を充実させるとともに、県内で育ったアスリートが優秀指導者として活躍できる環境づくりも検討していきます。

さらに、輪番制となっている各種全国大会（中体連、高体連、日体協主催）の円滑な開催に向けて、支援を行っていきます。

スポーツ活動そのものを楽しむだけでなく、各種大会に参加し、記録や技術の向上を目指す競技スポーツは、達成感や連帯感を醸成するなど大きな意義を持っています。自分自身の努力や練習によって記録や技術が向上していくことは、スポーツ活動を通して自己実現できる貴重な機会でもあります。

このことから、スポーツを通じて子どもたちが社会において「生きる力」を身につけることができる教育プログラムの一つといえます。県内の子どもたちが2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、自ら選手として出場するという夢や目標を実現するために、県や関係団体が連携して応援することが求められています。

県民の多くは、オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会等の国際競技会で活躍するトップアスリートの姿に夢を託し、或いは自身の姿と重ね合わせることで大きな夢や希望、感動や勇気を得ており、本県出身の身近な選手であれば尚更です。

加えて、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会等で本県選手が活躍する姿は、多くの県民に夢と希望、感動と勇気を与えるとともに、スポーツへの興味や関心を高め、郷土への誇りと県民の一体感を生み出すなど、本県の活性化にも大きく寄与するものであります。

さらに、全国を輪番制で開催されているインターハイなどの各種全国大会の開催については、本県の子どもの目標となるだけでなく、広く県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興や地域の活性化につながります。

こうしたことを踏まえ、本県のアスリートが国内外のスポーツ大会で活躍し、県民のスポーツへの関心を高めるためにも、スポーツ指導者、競技役員等の人材養成、選手等

へのサポート体制の強化、指導者等の適正な人的配置を含んだ環境整備を戦略的に支援していく必要があります。

《参考資料》

＜近年の国民体育大会における成績推移＞

	平成20年 大分国体	平成21年 新潟国体	平成22年 千葉国体	平成23年 山口国体	平成24年 岐阜国体	平成25年 東京国体
総合成績	46位	47位	46位	44位	44位	45位
入賞競技数	15	12	14	15	17	12
入賞種目数	31	27	36	35	45	38
優勝種目数	2	4	1	6	5	5
入賞者延人数	62	52	78	80	78	74
少年得点	112.0	78.0	128.5	142.0	177.5	151.5
成年得点	114.0	120.5	101.0	86.0	83.0	68.5
天皇杯得点	226.0	198.5	229.5	228.0	260.5	220.0

＜近年の全国障害者スポーツ大会におけるメダル獲得数推移＞

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
金	10	7	9	7	3	8
銀	2	10	10	8	8	7
銅	4	6	5	5	7	4
合計	16	23	24	20	18	19
参加選手数	19	19	18	27	18	18
参加種目数	34	35	33	47	32	34
メダル獲得率	47.1	65.7	72.7	42.6	56.3	55.9

1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実

【施策目標】

世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な支援を強化していきます。

(1) 現状と課題

本県では、平成21年の新潟国体での総合成績47位という結果を受け、競技力向上対策事業を県体育協会に委託することとなり、今年度で4年目となります。これまで県体育協会では、加盟競技団体、中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び県内大学等と連携し、競技力向上に向けた様々な施策を展開してきました。この間の国民体育大会の成績を見ると、最下位からの回復はあるものの、『鳥取県スポーツ振興計画』

で定めた総合成績30位台定着を図るには、まだまだ課題も多く、決して満足できる結果ではありません。

しかし、ここ数年の強化策の柱の一つでもあるジュニア期の強化については、国体の少年競技得点を見ると、一定の成果は現れているものの、成年の強化については遅れていると言わざるを得ない現状です。

このことから、各競技におけるジュニア期からの一貫指導体制の更なる充実、成年期におけるアスリートとしての活動を継続できる環境、更に、成年層の強化体制の確立が課題となっています。

また、障がい者スポーツにおいては、全国障害者スポーツ大会への出場者を対象とした強化練習会を一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会（以下、県障がい者スポーツ協会という。）へ委託して実施しているものの、ジュニア期からトップレベルを目指す体系的な支援は行われていないのが現状です。今後、特別支援学校における運動部の充実を図りながら、各競技団体等との連携を強化し、未普及競技を中心とした競技者や指導者の発掘及び育成を行い、障がい者スポーツの裾野を広げていくことが重要です。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、本県の子どもたちの多くが選手として出場することを夢や目標とし、その実現に向けて頑張ることに対して県としての積極的な支援策を求める声が高まっています。

## （２）具体的施策

### ① 発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実

- ・ジュニア期の発達段階ごとの到達目標を踏まえた指導内容を検討し、合同指導者研修会など、小、中、高と一貫した指導体制の充実を図ります。
- ・特別支援学校における運動部の指導体制の充実を図ります。
- ・ジュニア期からのキャリア教育等にも取り組み、アスリートのキャリア形成を支援します。

### ② 成年スポーツ強化体制の確立

- ・地域で育ったアスリートが、県内において競技スポーツが継続できるよう、関係団体、市町村、企業と連携した支援方策を検討します。
- ・成年層（大学生を含む）の強化を図るために、大学等との連携や、社会人クラブチームへの支援など様々な方策を検討します。
- ・各競技団体組織に、障がい者スポーツへの参加促進を図るとともに、強化策を実施します。

### ③ 競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施

- ・競技団体で作成している競技者育成プログラムをより充実させ、その内容が各カテゴリーにおける練習等で効果的に活用されるよう支援します。

### ④ ジュニア競技者の発掘・育成

- ・ジュニア層を対象とした競技体験の機会を設定するなど、競技者の発掘及び育成に努めます。

## ⑤ 各種全国大会への派遣補助

- ・国民体育大会、全国障害者スポーツ大会等に参加する本県代表選手の派遣費用等について支援します。
- ・国体等の全国大会で本県選手が活躍できるよう、強化のための練習や各種大会への出場について支援します。

## ⑥ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックで入賞又は出場を目指す本県アスリートを支援する施策を検討し、実施します。

## 2 スポーツ指導者の育成と資質向上

### 【施策目標】

スポーツ指導者の指導力向上を図るための取組を充実させるとともに、県内人材の発掘や県外の優秀な指導者の確保、新たな選手強化の中心となる若手指導者の育成及び支援を進めます。

### (1) 現状と課題

世界、全国の舞台で活躍する選手の影には必ず優秀な指導者が存在しています。このことは本県でも同様であり、県内の多くの指導者がこのような優秀指導者から学ぶことで、キャリア教育をはじめ、専門的指導、人格形成など総合的な指導力の向上を図っていく必要があります。

本県においては、昭和60年開催のわかとり国体に向けて、確保及び育成された指導者が、その後も引き続き本県競技力向上を支えてきており、指導者の世代交代が遅れている競技団体もあります。

このことは、鳥取県の競技スポーツの指導者の多くは学校教員が占めており、わかとり国体による大量採用以降、少子化の影響等により教員の新規採用数が少ない期間が続いていることも要因の一つです。

このため、教員採用試験においてスポーツ等の全国大会で優秀な成績を修めた実績により、一次試験を免除する取組を平成24年度採用試験から導入するなど行っています。

このことから、障がいの有無に関わらず各競技で強化の中心となり得る若手指導者を育成したり、県内で育ったトップアスリートが引き続き県内でスポーツ活動を継続でき、将来、指導者として県内の子どもたちを指導、育成するなどにより、優秀指導者を確保していくことも必要であり、そういった指導者が競技の枠を超えて連携していくことも重要です。

### (2) 具体的施策

#### ① 指導者の育成支援

- ・県内外の優秀指導者による講習会等を定期的に行うなど、県内指導者の育成を支援します。

## ② 指導者間の連携強化

- ・ 競技の枠を超えた指導者交流連携を促進し、「チーム鳥取」として指導者を育成、支援します。

## ③ 有資格者の養成・確保

- ・ 国民体育大会等で監督の条件となる資格保有のための講習会への参加や資格登録についての支援を検討します。

## ④ 指導者の確保、適正配置

- ・ 県内外問わず、優秀な指導者を県教育委員会内のスポーツ指導員、県体育協会内の体育指導員、私立学校の教員等として確保し、各競技団体における強化指導体制の充実を支援すると同時に、総合型クラブなど、各種スポーツクラブ、市町村等において、指導者としての活動が継続できる環境整備について検討します。
- ・ 県内公立学校の運動部活動における指導者の配置について、外部指導者を含め、可能な限り優秀な指導者の適正配置に努めます。

## ⑤ 障がい者スポーツ指導者の育成

- ・ 各競技団体における障がい者スポーツ指導者の育成を支援します。

### 3 競技力向上の推進体制及び連携の強化

#### 【施策目標】

県体育協会、県障がい者スポーツ協会との連携をより強化して、組織間での課題共有やその解決策の検討を進めていくことで、各競技団体における強化指導体制づくりを支援します。

#### (1) 現状と課題

競技力の向上を目指していくためには、選手及び指導者の努力だけではなく、競技に関わる組織や団体の体制整備も重要になります。このことは、各種大会を誘致してくる場面や、メダル獲得後の対応等を全国的に見ても明らかです。

本県でも同様に、競技力向上を図っていくためには各競技団体の組織体制の充実が重要となってきます。そして、それらを統括する県体育協会や県障がい者スポーツ協会との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

そこで、県体育協会の各種専門委員会での活動など、各関係機関における推進体制の整備や強化、研究活動を促進するとともに、それらの情報共有及び活用などを支援していくことで、「チーム鳥取」を合言葉に一丸となって各競技団体の組織体制の充実を図ることが重要です。

#### (2) 具体的施策

##### ① 県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化

- ・ 県、県体育協会及び加盟競技団体による定期的な協議会を開催することで、より一層の情報共有を行うとともに、競技力向上に向けてそれぞれの組織体制の充実を図ります。
- ・ 各競技団体に対して実施しているヒアリングを通して、課題等を顕在化し、課題

解決に向けて努力していきます。

② **競技団体の選手強化体制の確立**

・各競技団体における選手強化の体制づくりを、県体育協会と連携して支援します。

③ **県障がい者スポーツ協会との連携強化**

・ジュニア期の一貫指導体制の一層の充実を図るため、県、県体育協会及び県障がい者スポーツ協会の連携強化を図ります。

4 **競技力向上を支える環境整備**

**【施策目標】**

県内大学等の研究者やスポーツファーマシストなどと連携した医・科学分野からの支援体制や競技拠点施設の整備など、競技者が練習に集中でき、効果的なトレーニングが行える環境づくりを進めていきます。

(1) **現状と課題**

本県の競技力向上を支える上で、競技の専門的な指導はもちろん、現在のスポーツ指導の現場では医・科学分野からのアプローチやアンチ・ドーピング教育、トレーニング拠点施設の整備などは不可欠です。

本県では、従来から医・科学サポート事業は行ってはいますが、アンチ・ドーピング教育を始め、医学・生理学・心理学など研究機関と連携しての多方面からの高度な支援は不十分な状況にあります。そこで、大学など研究関係機関と連携しながら、医・科学分野からの支援体制を作り、その効果的な活用を進めていく必要があります。

また、数年おきにルール改正が行われる現状に素早く対応するために、競技強化拠点施設の確保、整備を進めていくことも重要です。

(2) **具体的施策**

① **スポーツ医・科学の効果的活用**

- ・スポーツドクターやスポーツ栄養士等との連携強化に努めるとともに、国立スポーツ科学センターと連携した取組を検討し、県内アスリートに対するサポート体制の一層の充実を図ります。
- ・県内大学など高等教育機関とも連携しながら、例えば、医・科学分野の様々な分野の支援を検討します。

② **アンチ・ドーピング教育の充実**

- ・県内のスポーツファーマシストと協力しながら、アンチ・ドーピング教育の支援を検討します。

③ **競技力向上の拠点施設の整備**

- ・県内の競技力向上の拠点施設を整備して、各競技のルール改正等に対応できるように努めます。

④ **競技スポーツへの県民意識の高揚**

- ・競技スポーツに関する様々な情報を積極的に発信（マスコミ提供）することで、県民のスポーツに対する意識を高揚させるように努めます。



## 5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援

### 【施策目標】

全国を輪番制で開催している全国大会の円滑な開催及び運営に向けて、各関係機関と協力しながら支援していきます。

#### (1) 現状と課題

現在、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会はブロック開催、国民体育大会は単県開催で開催されています。ブロック開催になると9～10年に一回のサイクルで順番が回ってきます。国民体育大会に関しては二順目未開催の都道府県も少なくなり、開催を考えていく必要もあります。

このような全国大会開催には、準備期間に数年を要することから、開催に向けた検討開始から開催の準備や運営など、関係機関との連携、協力を欠かすことができません。既に、平成28年度には全国高等学校総合体育大会、平成30年度には全国中学校体育大会の中国ブロック開催が決まっており、開催市町村、学校関係団体等とも更なる連携が必要となっています。

#### (2) 具体的施策

##### ① 関係機関との連携強化

- ・全国規模の大会開催に向けた検討をスタートさせる段階から関係機関(学校団体、市町村等)との連携を積極的に行い、円滑な開催に向けた準備に努めます。

##### ② 県内開催への県民意識の高揚

- ・全国規模の大会開催に向けた関連情報を積極的に発信(マスコミ提供)することで、県民の大会開催に対する意識を高揚させるように努めます。

##### ③ 施設等の充実、役員の養成

- ・選手や監督、応援者等、多数来県されることより、対応する役員の養成、会場となり得る施設等の整備を検討します。

## V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

### 【政策目標】

本県スポーツの一体的・総合的に推進するため、県、市町村、学校、各スポーツ関係団体による健全なパートナーシップの下、連携・協働を促進するとともに、観光や地域活性化の取組、プロスポーツ活動との連携を図るなど、全県的なスポーツイベントや地域イベントの充実に向けた検討を進めます。

スポーツ基本法においては、スポーツの推進には、地方公共団体、学校、スポーツ関係団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠であるとされており、県をはじめ関係機関の連携・協働による推進と連携・協働した施策を充実させることが重要です。

### 1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化

#### 【施策目標】

- ・ 県と市町村、首長部局と教育委員会等スポーツを所管する組織間あるいはスポーツ関係団体間におけるスポーツ推進に対する共通理解と連携強化に努めます。
- ・ 県と各スポーツ関係団体や学校等との連携を強化し、一体的・総合的かつ効果的に本県のスポーツ推進に向けた取組を行います。
- ・ 県体育協会、鳥取県レクリエーション協会（以下、県レクリエーション協会という。）及び県障がい者スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体等によるスポーツの推進に向けた主体的な連携・協働を支援します。

#### (1) 現状と課題

本県のスポーツについては、世界や日本の頂点を目指す競技スポーツと、住民が楽しみや健康の保持増進等のために行う地域スポーツ、交流人口の拡大等のために企画・実施されるスポーツイベント、学校体育に関する活動など、それぞれが別の目的を持った活動として捉えられ、このため、これまでは、教育委員会と知事部局の障がい福祉課や健康政策課などが、それぞれのミッションに応じた施策を立案し、それぞれの立場で推進してきました。また、スポーツ関係団体におけるスポーツ推進についても、県体育協会や県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各組織で取組が進められています。今後、本県スポーツを一体的・総合的に推進するためには、それら組織間の共通理解の下、連携・協働による施策を進める必要があります。

また、地域スポーツの推進については、各市町村教育委員会が主体となって取り組まれているところですが、平成24年度末現在において、スポーツ推進（振興）計画が策定されているのは1市であり、県の施策との関連を図りながら各市町村における計画的なスポーツ推進をより一層進めるとともに、スポーツを地域の活性化のツールとして活用するなど、取組の工夫が望まれています。

さらに、スポーツ基本法に基づき、障がい者スポーツについて求められている、障がいの種類に応じた必要な配慮や健康の保持増進の観点からのスポーツの効果的な活用、スポーツ事故等に対応した安全なスポーツ環境の整備等に対応するため、

県、各市町村、障がい者スポーツ団体及び社会福祉団体との連携を一層深めることが望まれます。

## (2) 具体的施策

### ① 県教育委員会と知事部局との連携

- ・福祉保健部や鳥取力創造課など知事部局とスポーツ健康教育課を中心とした教育委員会とのスポーツ施策に係る連絡会を設けるなど、本県スポーツ推進に係る共通理解を図るとともに、連携・協働によるスポーツ施策の推進に努めます。

### ② 県と県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各スポーツ関係団体との連携

- ・県教育委員会とスポーツ関係団体との役割分担を明確にし、協力体制の強化に努めます。
- ・すべての県民の心身の健康づくりや健康維持のために、県レクリエーション協会や生涯スポーツ団体と協力して、子どもから高齢者まで楽しくスポーツをする環境づくりに努めます。
- ・障がいの種類に応じた必要な配慮や健康の保持増進を目的とする観点からのスポーツの効果的な活用のため、障がい者スポーツ関係団体や社会福祉団体との連携を働きかけます。

### ③ 県と各市町村との連携

- ・県スポーツ推進計画をもとにして、県と各市町村が連携して取り組めるよう協力体制の強化に努めるとともに、各市町村におけるスポーツ推進のための計画の策定及び施策の充実を支援します。
- ・市町村におけるスポーツ推進担当者の養成や確保について働きかけるとともに支援について検討します。

### ④ 県と大学や企業との連携

- ・鳥取大学や鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校など、高等教育機関によるスポーツに関わる社会貢献活動を推進するとともに、それら大学等が有する知識や技能、人材を積極的に活用した、地域における他の主体との連携・協働の取組を支援します。
- ・県内企業との連携による取組の検討を進めます。

## 2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進

### 【施策目標】

・県民スポレク祭等の全県的なスポーツイベントについて、各スポーツ関係団体との連携を図りながら、健常者と障がい者が同じ場所でスポーツを行うための方法を工夫するなど、障がい者が参加しやすい環境の整備を働きかけるとともに、観光、地域活性化の取組と連携してイベントの魅力アップにつなげるなど、一体的、総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進に努めます。

## (1) 現状と課題

スポーツの推進については、「する人」、「みる人」、「支える人」など、様々な観点からニーズをとらえて施策を展開していくことが求められていますが、これまでの施策は「する人」の視点での取組が中心となっていました。

県、各市町村、各スポーツ関係団体や学校等が相互に連携し、「みる」「支える」といった視点での取組の検討を進め、すべての県民が積極的に参加できる一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策を工夫することが必要です。

また、これまでのスポーツ施策やスポーツ行事を障がい者又は高齢者の視点、あるいは観光、地域活性化の視点で再検討し、異なる分野の取組を複合的に実施したり、新たな施策を講じることにより、誰もが年齢や性別、障がい等を問わずスポーツに参画できる環境の整備が望まれています。

## (2) 具体的施策

### ① 全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携

- ・県民スポレク祭をはじめとした全県的なスポーツイベントについて、各スポーツ関係団体との連携を取りながら進めます。
- ・健常者と障がい者が同じ場所でスポーツを行うための方法を工夫するなど、障がい者が参加しやすい環境を整えるよう取組を進めます。

### ② プロスポーツをはじめとしたトップ選手との連携

- ・プロスポーツ関係団体と連携し、プロスポーツの試合やイベントなどを通して、県民スポーツへの意識の高揚や運動機会の提供への取組を進めます。
- ・プロスポーツ選手によるスポーツ教室のなど、プロスポーツ選手から学ぶ機会や触れ合う機会の提供に努めます。
- ・オリンピック、パラリンピックやワールドカップに出場するチーム及び選手等の合宿を誘致するなど、県民が世界レベルのプレーや選手に触れる機会の創出を検討します。

### ③ スポーツツーリズムの推進

- ・スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため、スポーツと観光を結びつけ、本県を元気にする施策を推進します。

### ④ 国際スポーツ交流の推進

- ・韓国、中国、ロシア等の環日本海交流圏や台湾をはじめとした諸外国との競技スポーツやレクリエーションスポーツなどを通じた国際交流の取組を推進するとともに、交流を進めるスポーツ団体等を支援します。

## 第3章 計画の推進

### 1 アクションプランの策定

- ・本計画推進のために実施する施策や年次計画等を定めたアクションプランを策定し、計画を進めます。アクションプランは、平成26年度に策定し、5年間の計画とします。

### 2 計画の進捗におけるPDCAサイクルの確立

#### ア スポーツ審議会における進捗状況の確認

- ・本計画の進捗状況をスポーツ審議会で評価するとともに、その結果を次年度のスポーツ推進施策に反映させます。

#### イ 教育審議会や各スポーツ関係団体が開催する委員会等との連携

- ・教育審議会や各スポーツ関係団体が開催する委員会等と連携を図りながら、スポーツ推進施策の充実や効果的な実施方法等について検討を行います。

### 3 その他

- ・各市町村においては、国のスポーツ基本計画や本スポーツ推進計画を参考にし、地域の実情を考慮して、計画的にスポーツ推進に努めることが求められます。

諮 問

鳥取県スポーツ審議会

鳥取県スポーツ審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

平成24年8月23日

鳥取県教育委員会委員長

笠 見 幸 子



記

スポーツ基本法の目指す方向性を踏まえながら、本県スポーツの一層の充実に向けて「鳥取県スポーツ振興計画」を見直すこと

## 諮問理由

平成21年3月、県教育委員会は、本県のスポーツ施策をより体系的・計画的に推進するため、本県のスポーツ振興の指針となる「鳥取県スポーツ振興計画」を策定し、スポーツ振興施策を進めてきたところである。

この振興計画は、平成21年度を初年度とし、平成30年度を最終目標とする10カ年計画であり、平成25年度末の前期末時点で計画の点検評価をし、必要に応じて後期振興計画の見直しを行うこととしている。

国においては、平成22年8月に今後の概ね10年間を見据えた「スポーツ立国戦略」が策定され、平成23年8月には「スポーツ振興法」を全面改定して「スポーツ基本法」が施行された。これに伴い、本県のスポーツ振興計画を、障がい者への配慮やスポーツ基本計画を踏まえて、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備していくために見直す必要がある。

また、県民に誇りと喜び、夢や希望などをもたらすトップアスリートの活躍のため、競技力の総合的な向上に努めているが、トップアスリートの育成のための指導者の育成・確保等、本県の競技力向上について、これまでの取組状況や成果を検証し、効果的な取組について再検討する必要がある。

さらに、子どもの体力向上に関わる施策、運動部活動及び小学生スポーツの在り方、総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツの活性化方策などについても、検証していく必要がある。

については、「鳥取県スポーツ振興計画」をスポーツ基本法の目指す方向性を踏まえながら、本県スポーツの一層の充実に向けて見直すよう、鳥取県スポーツ審議会条例第2条の規定により、標記の事項について諮問する。

## 【概要版】鳥取県スポーツ振興計画の見直しについて（答申）

～すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県を目指して～

平成25年11月

鳥取県スポーツ審議会



# 鳥取県スポーツ推進計画（概要）

## 第1章 鳥取県スポーツ推進計画の概要

### 1 策定の趣旨

- 平成23年8月に「スポーツ振興法」が全面改正され、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえて、国・地方公共団体の責務やスポーツ関係団体等の努力等を明確に示し、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定した「スポーツ基本法」が施行された。
- 同法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを全ての人々の権利と規定するとともに、スポーツが、青少年の健全育成や地域社会の再生をはじめ、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしている。
- 平成24年3月には、同法に基づき、わが国におけるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」が策定された。
- 本県では、平成21年3月に本県スポーツ振興の指針となる「鳥取県スポーツ振興計画」を10カ年の計画として策定し、施策を進めてきたが、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができ、心豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、国のスポーツ基本計画に沿った推進計画を定めることが必要となってきた。
- そこで、スポーツ基本法の目指す方向性や国のスポーツ基本計画を踏まえ、鳥取県スポーツ推進計画として、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することとした。

### 2 スポーツ推進計画の基本方針

#### (1) 目指す将来の姿

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

#### (2) 基本方針

目指す将来の姿を実現するため、以下の5つの基本方針を設定し、鳥取県のスポーツを推進。

- ① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進
- ② 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり
- ③ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実
- ④ 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備
- ⑤ スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

### 3 推進計画の特徴

- (1) 県民の誰もが関心、適性等に応じて、いつでも、どこでも誰とでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツに参画することができるスポーツ環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会の構築を目指す。

- (2) 県民一人ひとりの自主的、積極的なスポーツ活動への参画を促す。
- (3) 各市町村において地域の実情に合ったスポーツ推進計画を立案する際に参考にすることができる。
- (4) 計画の実施にあたり可能な限り施策の推進主体を明らかにし、県、各市町村、各種スポーツ関係団体並びに県民が相互に協力して推進できる。

#### 4 推進計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10カ年計画

(前期5年間(平成30年まで)に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を提示)

#### 5 推進計画の全体像

別紙1を参照

#### 6 計画の体系

別紙2を参照

### 第2章 具体的施策の方向性

#### I ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

##### 1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり

- 体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣の定着
- 幼児教育・保育に関わる職員の啓発、指導力の向上
- 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援

##### 2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり

- 運動・スポーツ活動を行う機関や団体等、保護者への啓発
- 様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援
- 運動習慣の定着

##### 3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実

- ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用
- 日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発
- 職場における運動実施の推奨
- 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実
- 関西ワールドマスタースゲームズ2021と連携した取組の推進
- 高齢者のスポーツ機会の充実
- 地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援
- 誰もが取組みやすいスポーツ機会の充実
- スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実
- スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実

## Ⅱ 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

### 1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践
- カリキュラムの工夫改善
- 教員の指導力向上

### 2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援

- 体力テストの結果分析と活用
- 自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進
- 体育的活動の充実
- 特別支援学校における体力向上の推進
- 安全で楽しく運動に親しめる環境づくり
- 地域との連携支援
- 保護者への啓発

### 3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化

- 適正な指導の推進
- 指導者の指導力向上
- スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実
- 地域人材の活用促進

## Ⅲ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実

### 1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成

- 多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成
- スポーツ指導者の活用促進
- 障がい者スポーツ指導員の養成と活用
- スポーツ推進委員の資質向上
- トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働

### 2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実

- 広域スポーツセンター機能の充実
- 総合型クラブの育成支援
- 既存施設の共同利用・活用の促進

- 公共スポーツ施設の整備・充実

### 3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供

- スポーツ実施の充実と裾野の拡大
- 「みるスポーツ」の推進と充実
- スポーツボランティア活動の推奨
- スポーツ交流の推進と充実
- スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実

## IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

### 1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実

- 発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実
- 成年スポーツ強化体制の確立
- 競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施
- ジュニア競技者の発掘・育成
- 各種全国大会への派遣補助
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施

### 2 スポーツ指導者の育成と資質向上

- 指導者の育成支援
- 指導者間の連携強化
- 有資格者の養成・確保
- 指導者の確保、適正配置
- 障がい者スポーツ指導者の育成

### 3 競技力向上の推進体制及び連携の強化

- 県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化
- 競技団体の選手強化体制の確立
- 県障がい者スポーツ協会との連携強化

### 4 競技力向上を支える環境整備

- スポーツ医・科学の効果的活用
- アンチ・ドーピング教育の充実
- 競技力向上の拠点施設の整備
- 競技スポーツへの県民意識の高揚

## 5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援

- 関係機関との連携強化
- 県内開催への県民意識の高揚
- 施設等の充実、役員の養成

## V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

### 1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化

- 県教育委員会と知事部局と連携
- 県と県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各スポーツ団体との連携
- 県と各市町村との連携
- 県と大学や企業との連携

### 2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進

- 全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携
- プロスポーツをはじめとしたトップ選手との連携
- スポーツツーリズムの推進
- 国際スポーツ交流の推進

## 第3章 計画の推進

### 1 アクションプランの策定

本計画推進のために実施する施策や年次計画等を定めたアクションプランを策定。  
(平成26年度に策定し、5年間の計画とする。)

### 2 計画の進捗におけるPDCAサイクルの確立

- スポーツ審議会における計画進捗状況の確認・次年度施策への反映
- 教育審議会や各スポーツ関係団体が開催する委員会等との連携・スポーツ推進施策の充実・効果的実施方法等の検討

### 3 その他

各市町村においては、国のスポーツ基本計画や本スポーツ推進計画を参考にし、地域の実情を考慮して、計画的にスポーツ推進に努めることが求められる。

## 【別紙1】 推進計画の全体像

スポーツ基本法  
「スポーツ権」の確立  
スポーツの多面的な役割の明確化

### スポーツ基本計画

#### 【目指す社会の姿】

スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

#### <基本方針>

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに  
参画することができるスポーツ環境を整備

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の充実
- ③住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上
- ⑤国際交流・貢献の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦好循環の創出

#### 【計画の期間】

○国における今後10年間の基本方針と現状及び課題を踏まえた5年間の計画

鳥取県将来ビジョン  
みんなで創ろう「活力 あんしん鳥取県」

鳥取県教育振興基本計画  
「自立した 心豊かな 人づくり」

### <鳥取県スポーツ推進計画>

#### 【目指す姿】

**すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県**

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツ  
に参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

#### 【基本方針】

- 目指す姿を実現するため、以下の5つの基本方針を設定
  - ① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進
  - ② 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり
  - ③ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実
  - ④ 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備
  - ⑤ スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

#### 【計画の期間】

- 平成26年(2014年)度～平成35年(2023年)度までの10カ年計画  
※今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示す

【別紙2】計画の体系

推進計画の基本方針	施策項目	具体的施策
I ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進	1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり	①体を動かす遊びに取り組み習慣や望ましい生活習慣の定着 ②幼児教育・保育に関わる職員の啓発、指導力の向上 ③障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援
	2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり	①運動・スポーツ活動を行う機関や団体等、保護者への啓発 ②様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援 ③運動習慣の定着 ④障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援
	3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実	①ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用 ②日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発 ③職場における運動実施の推奨 ④鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実 ⑤関西ワールドマスターズゲームズ2021と連携した取組の推進 ⑥高齢者のスポーツ機会の充実 ⑦地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援 ⑧誰もが取組みやすいスポーツ機会の充実 ⑨スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実 ⑩スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実
II 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり	1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実	①新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践 ②カリキュラムの工夫改善 ③教員の指導力向上
	2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援	①体力テストの結果分析と活用 ②自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進 ③体育的活動の充実 ④特別支援学校における体力向上の推進 ⑤安全で楽しく運動に親しめる環境づくり ⑥地域との連携支援 ⑦保護者への啓発
	3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化	①適正な指導の推進 ②指導者の指導力向上 ③スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実 ④地域人材の活用促進
III 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実	1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成	①多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成 ②スポーツ指導者の活用促進 ③障がい者スポーツ指導員の養成と活用 ④スポーツ推進委員の資質向上 ⑤トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働
	2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実	①広域スポーツセンター機能の充実 ②総合型クラブの育成支援 ③既存施設の共同利用・活用の促進 ④公共スポーツ施設の整備・充実
	3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供	①スポーツ実施の充実と裾野の拡大 ②「みるスポーツ」の推進と充実 ③スポーツボランティア活動の推奨 ④スポーツ交流の推進と充実 ⑤スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実
IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備	1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実	①発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実 ②成年スポーツ強化体制の確立 ③競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施 ④ジュニア競技者の発掘・育成 ⑤各種全国大会への派遣補助 ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施
	2 スポーツ指導者の育成と資質向上	①指導者の育成支援 ②指導者間の連携強化 ③有資格者の養成・確保 ④指導者の確保、適正配置 ⑤障がい者スポーツ指導者の育成
	3 競技力向上の推進体制及び連携の強化	①県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化 ②競技団体の選手強化体制の確立 ③県障がい者スポーツ協会との連携強化
	4 競技力向上を支える環境整備	①スポーツ医・科学の効果的活用 ②アンチ・ドーピング教育の充実 ③競技力向上の拠点施設の整備 ④競技スポーツへの県民意識の高揚
	5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援	①関係機関との連携強化 ②県内開催への県民意識の高揚 ③施設等の充実、役員養成
V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実	1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化	①県教育委員会と知事部局と連携 ②県と県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各スポーツ団体との連携 ③県と各市町村との連携 ④県と大学や企業との連携
	2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進	①全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携 ②プロスポーツをはじめとしたトップ選手との連携 ③スポーツツーリズムの推進 ④国際スポーツ交流の推進